

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会

第2回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成25年9月19日（木）18：30～21：05

2. 場所 経済産業省本館地下2階講堂

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ 新たな供給力確保策について
- ・ 小売自由化、送配電部門の一層の中立化に必要なルール整備
- ・ 自己託送制度の制度設計について

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

定刻となりましたので、それでは、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第2回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日も議題に関係の深い事業者、機関の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。大口自家発電施設者懇話会の白木様、それから、消費者庁消費生活情報課の片山課長にご出席をいただいております。ご多忙のところ、ご足労いただきまして御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○横山座長

それでは、本日はどなたからもご挨拶はなしということで、直ちに議論に入りたいというふうに思います。

まずはお手元の議事次第にもございますように、本日は四つの論点がございます。それぞれの資料がございますので、まずは全ての資料についてご説明をお願いして、それから、議論に入りたいというふうに思います。

それでは、資料につきましてご説明をお願いしたいと思います。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の配付資料で3-1から3-4まで資料がございます。まとめてなるべくポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、お手元の配付資料の3-1をごらんいただければと思います。小売全面自由化に係る詳細制度設計についてでございます。

まず、1ページ目で、小売の全面自由化につきまして、専門委員会の報告書に盛り込まれた内容をまとめております。政府の閣議決定でもこの方針を踏襲しております。3年後を目途に全面自由化を行うこと、一般電気事業者への料金規制は経過措置として、5年後から7年後を目途とする第三段階まで残しまして、競争関係を見きわめて撤廃をすること、最終保障サービスや離島のユニバーサルサービスを送配電事業者が担う仕組みとすることなどを、ここで確認的に記載しております。

2ページ目以降、幾つか参考資料をおつけしております。2ページ目は専門委員会の報告書の抜粋、3ページは既存の電気事業者もこの全面自由化に対して非常に前向きなスタンスを示されているということのご紹介、4ページ目でこれまでの自由化の経緯、5ページでは、本日、新たに提示させていただく論点を二つ、掲げております。一つが電気事業類型の見直し、それから、もう一つが料金規制の解除要件でございます。小売の全面自由化にかかわる論点は、これ以外にもまだまだございますので、それはまた、次回以降もご議論いただく予定でございます。

6ページ目から10ページまで、現行制度の概要を参考資料としておつけをしておりますので、ご説明は省略させていただきます。11ページ目をごらんいただければと思います。今回の事業類型の見直しの背景をご説明をしております。現在の一般電気事業という仕組みは、地域独占、料金規制、供給義務によりまして、低廉な安定供給を確保するという仕組みでございます。今後は自由化をするということでございますので、さまざまな事業者が参入して競争していく中で、低廉な安定供給を確保すると、こういう仕組みに転換することになります。一般電気事業という名称は、一般の需要に応じる電気の供給を独占的に行う事業ということで、一般電気事業という名称になっておりますけれども、今後は新規参入者でも、あるいは他の地域の既存の電力会社でも、誰でも一般の需要に応じて供給できるようになると、これが小売の全面自由化ということでございます。

それから、新電力、これは法律上、特定規模電気事業という名称でございますけれども、これも特定規模需要、すなわち、大口需要に供給する事業者ということから、特定規模電気事業という名称になっておりますけれども、これも今後は全面自由化ということで特定規模需要に限らず、あらゆる需要家に供給できることになるということで、全面自由化を行う段階で今までの一般電

気事業でありますとか、特定規模電気事業といった事業類型を見直す必要があるということでございます。

12ページ目にて、この事業類型の見直しの全体像をお示しをしております。平成7年以降、4度にわたる電力改革を経まして、現行制度は図の左側のようになっております。今回、発電、小売ともに全面自由化ということで、自由競争部門になります発電事業、小売事業という点を横串で一つのそれぞれの類型、それから、引き続き非製部門である送配電事業と、大きく三つの類型に整理をしております。どの事業にどのような規制がかかるかというような観点からの整理を、次の13ページ目以降でさせていただきます。この事業類型は今後の法制化を進める中で、関係省庁との調整あるいは法制局審査等で変更になる可能性もございますけれども、現時点で事務局として想定しているイメージでございます。

13ページが発電事業者でございます。自由競争分野になりますので、届け出のみで参入できる仕組みとする一方で、これまでは一般電気事業者の方にいろいろなことをお任せしていけばよかったという仕組みから、今後はさまざまな発電事業者が参入する中でも、安定供給を全体としてはきちんと確保していかなければならないということで、発電計画の提出でありますとか、緊急時の供給命令の対象になると、こういったような事業類型としております。

料金規制や供給義務は原則としてございませんけれども、送配電部門に需給調整などに用いる電力を販売する際には、契約どおりに供給をしていただくということを国としても求めるという意味で供給義務と書いておりますけれども、通常の電気の販売に供給義務がある類型ではございません。それから、発電事業と申しまして、例えば住宅用太陽光発電まで発電事業者になるのかといったところまでは想定しておりませんで、これは一定の規模などで要件を設ける必要があると思います。この範囲につきましては今後、改めて提示をさせていただくということで、今回はまずどのような規制が課される事業になるのかという点をお示しをしております。

次に14ページでございます。送配電事業ですが、送配電事業につきましては三つの類型を順次、ご説明をさせていただきます。

まず、14ページ、第1種送配電事業、これはいわゆる既存の一般電気事業者のネットワーク部門を指しておりまして、事業の許可制、地域独占、料金規制が課され、送配電網を全国あまねく整備する義務あるいは電力の需給バランスを確保して、電圧や周波数を維持する責任を負うということ、それから、最終保障サービスや離島へのユニバーサルサービスも、この第1種送配電事業が担うというのを専門委員会報告書の整理に従ったものでございますけれども、ここで記載をしております。

次の15ページ目で、最終保障サービスと離島へのユニバーサルサービスのイメージを具体化を

しております。

最終保障サービスは、自由化後に契約している電力会社が倒産したとか、あるいは交渉が折り合わずに誰からも供給を受けられないと、こういう需要家が出てきてしまった場合に、電気の場合にはそういうことでは心配だということで、最終的には定められた料金で誰かがきちんと供給する責任を負うと、そういう性質のものでございまして、全面自由化後、第1種送配電事業が最終保障サービスを担うわけでございますけれど、料金表を定めて届け出、公表すること、あるいはその料金に対しては国が変更命令を発動し得る仕組みにするということとしております。これは現在、自由化部門に措置されている最終保障サービスと基本的に同様の仕組みというふうに考えております。

それから、15ページの後半では離島へのユニバーサルサービスについてまとめております。送電線が繋がっていない離島につきましては、全国、どこからでも電源が選べるということは物理的にできませんので、離島に燃料を運んで離島にある発電設備を使って電気を供給するということになりますので、どうしても高コストになってまいります。この離島の高コスト分を現在はそれぞれの地域の電力会社の需要家の方々が、広く薄く負担しているような格好になっているわけでございますけれど、今後はエリアの第1種送配電事業が送配電料金に離島の高コスト分を上乗せをする方法で、これまでどおりですけれども、引き続き地域の需要家が広く薄く負担するという仕組みで、需要家のご負担を基本的に今と変わらないようにしながら、離島の料金を離島以外の場所と遜色ないようにすると。そのために料金も公表して、こちらについても国が変更命令を出せるような仕組みにするということを整理をしたものでございます。

16ページ目は特殊な類型でございますけれど、現在、J-Power（電源開発株式会社）が例えば北海道と本州の間の連携線、あるいは周波数変換装置の一部など、一般電気事業者のネットワークの一部の設備を所有して、振りかえ供給を行っているという実態がございまして、これを第1種送配電事業者に適切な料金で提供していただくという必要がございますので、現行法と同様に規制対象とする、そのための事業類型でございます。

それから、17ページ、第3種送配電事業、これはいわゆる自営線供給の事業類型になります。現行制度においてございます特定供給は、今度も制度としては残す予定でございますので、それ以外の自営線供給、現行制度では例えば特定電気事業、それから、特定規模電気事業者が特定の供給地点、事例としては例えば六本木ヒルズなんていうのがよく知られている事例かと思えますけれども、そのほかにもコンビナートの中、あるいは工業団地の中で自家発を活用して自前の送電線で送ると、あるいは小水力発電やバイオマス発電の電気を近隣の農業で活用するために、自分で送電線を引っ張って地産地消主体でありますとか、今後、いろいろな事業形態が想定し得る

ということで、こういったものをどのように位置づけるかということで、ここで第3種送配電事業ということで位置づけまして、これは極力自由に行っていただくために、届け出制または登録制といった参入障壁の低い形にしつつも、ネットワークでございますので、第1種送配電事業者の送配電網との関係で調整の必要が生じることがございます。問題が生じる場合には行政が変更名であるとか、あるいは託送を命じるといったことがいざというときには可能、こんなような仕組みの事業類型というふうに考えておりまして、それをまとめたものでございます。

18ページは参考資料で、19ページ目に小売電気事業についてまとめてございます。これは最終的に需要家に電気を供給する事業でございます。現在でありますといわゆる新電力の方は大口需要への小売電気事業ということになります。全面自由化後は一般家庭部門も含めて、全て、小売の事業ができるということになりますので、いろいろ、消費者トラブルのようなものが発生するんじゃないかというようなことで、これは登録制という形にいたしまして、例えばですけれども、悪徳事業者の登録は取り消しができるようにするとか、あるいは例えば料金も説明せずに安くなりますとだけ言って契約するなんていうことがいろいろ起こったりすると、料金はちゃんと説明をしてくださいなんていうことを、電気通信事業法なんかでもこういった仕組みを設けておりまして、そういった事例も参考にしながら、少しくわしい消費者保護のための規制を課すと。

それから、この後、ご説明をいたしますけれども、供給力の確保義務を小売電気事業者に課するという枠組みとなっております。電気の調達計画でありますとか、需要想定などを提出してくださいということ新たに求めるということになってまいりますので、現行の自由化部門と比べますと規制の強化になっておりますけれども、全面自由化によりまして、どんな事業者が参入してくるかかわからない、一般のご家庭も対象になってくるという中で、安定供給、それから、消費者の利便性、こういったものが損なわれることがないようにということで、全ての電気事業者の方々に一定の規制のもとで事業を行っていただきたいという趣旨によるものでございます。

20ページは、今、ご説明をいたしました消費者保護の観点から少し漫画でご説明をしたものでございます。21ページは現行の事業類型と新制度の対比をご参考までにまとめたもの、それから、22ページ、これもご参考までに、それぞれの事業のイメージ図でございます。送配電事業者はメーターまで保有をいたしますので、小売電気事業者というのは設備を持たない、逆に言えば、電力会社を需要家の方が切りかえる、契約を切りかえるというときにメーターを取りかえたり、配線を取りかえたりという必要はないという、そういう仕組みになってまいります。

それから、小売の自由化の中でもう一つの論点でございますけれども、24ページの資料は専門委員会に以前に提示をした資料でございます。3年後を目途に小売の全面自由化をした後も現在の一般電気事業者の規制料金は当面、継続をします。その間、新規参入者も、それから、既存の

一般電気事業者の方も自由な料金はつくれると、ただし、市場の競争環境が十分であると判断した時点で、この料金規制を撤廃すると、この料金規制をしばらく経過措置的に残すと、こういう仕組みにするということが決まっております、この経過措置を撤廃する時期は第三段階の実施時期、すなわち、5年後から7年後のタイミングと同時か、それ以降ということが専門委員会の工程表で決まっておりますけれども、では、どういう条件を整えば、この経過措置を撤廃して料金規制をなくして、最終形、図の一番右側の状態にいけるのかということの判断基準を今後、具体化していく必要があるということで、本日は少し、そのイメージを次の25ページで提示をさせていただいております。

25ページでございますけれども、市場がきちんと競争状態にあつて料金規制を撤廃してもいいと、撤廃した後も最終保障サービスというのは残りますので、そういう意味で、そんなに心配のある制度ではないと考えておりますけれども、撤廃の要件として、ここでは（1）で新規参入比率、（2）で電力間競争、いわゆる既存の電力会社同士の競争の状況、（3）番目は引き続き既存の電力会社から供給を受けていても、新たに自由に設定できる料金メニューを選んでいる人がどれぐらいいるかといった比率、それから、（3）の下に少し注釈として書きましたのは、例えば既存の電力会社が販売子会社をつくる、あるいは新電力と提携して競争する、こんなパターンもあるんじゃないかというふうに思われますけれども、新電力を買収して競争が起きないようにしましたと、そういうことでは困りますので、きちんと競争する方向に作用しているかといった実態も見きわめる必要があるのではないかとということ、それから、（4）番目でスマートメーターがどの程度、普及をしているのか、それから、（5）番目は料金の推移でありますとか、需要家を選べるということをどれぐらい知っているか、あるいは卸電力取引が活性化しているかといった、こういったことも総合的に勘案してはどうかということで、判断基準の例としてお示しをさせていただいたものでございます。

それから、次の資料にまいります。資料3-2でございます。こちらは小売の全面自由化で一般電気事業者のいわゆる供給義務というものがなくなりますので、では、その中で、すなわち、自由化をした中で、必要な供給力をどのように確保すべきか、という課題についての資料でございます。

こちらまず1ページ目で専門委員会の報告書で示されている内容をまとめております。2年後を目途に設立する広域機関が需給の計画を取りまとめること、3年後を目途に実施する小売全面自由化の段階で小売事業者に供給力確保義務を課すこと、自由化のもとで電源の建設がどうしても進まないという場合に備えたセーフティネットとして、広域機関が投資回収を補償して電源の建設者を募集するという仕組みをつくること、将来の供給力を取引する容量市場を創設するこ

と、法的分離の実施後は送配電部門が調整力などを調達する場として、リアルタイム市場を創設すること、こういったことが専門委員会の報告書で示されているところでございます。

2ページは関係する報告書や閣議決定の参考資料でございます。

3ページ目で、供給力の確保の枠組みにつきまして、3ページは目次のような構成になっておりますけれども、大きく三つの要素に分けてご説明をさせていただきたいと思っております。マクロの需給状況の把握、短期の供給力確保策、長期の供給力確保策、この順番でご説明をさせていただきます。

まず、1番目のマクロの需給につきまして、4ページ目をごらんいただければと思います。これは国全体として需給や調整力をどうやって把握するのかという、その仕組みでございます。左側のほうに需要の把握ということで、その上のほうに小売電気事業者が販売計画などを提出すると、それから、その下にいきまして、供給力の把握のために今度は発電事業者がそれぞれ発電所の建設計画あるいは発電計画といったものを出していただく、送配電事業者は需給の調整に必要な電源でありますとか、送電網の整備の計画を出す。

特に小売事業者の場合には長期の計画、将来、これぐらい売らんだというような計画を足し上げたところで、実際の需給と一致するというふうには必ずしもなりませんので、エリア全体を見ている送配電事業者や日本全体を見ている広域機関が、図でいうと真ん中のほうにいきますけれども、日本全体の需要想定を行いながら、小売と結びついている電源以外の電源も含めて、全体として供給力が足りているかということを見きわめる。これを図の左側のほうは10年前から前年ということでございますけれども、さらに年間、月間、週間、前日といったぐあいに、長期の断面から実需給に近づくにつれての断面で、それぞれ、国全体での需給を把握するという、こういうことで全体の需給が足りているのか、足りていないのかといったことを把握するという仕組みでございます。

逆に申し上げますと、先ほどの発電事業者や小売事業者に計画を出していただくというのは、今まで一般電気事業者の方が見ておればよかったという仕組みを、これからは全ての電気事業者で支えていくというのが、自由化をする以上はそうでもない限りには全体の需給がわからないということになってまいりますので、こういった新しい枠組みを設けるということでございます。

5ページ目から7ページ目にかけては、それぞれの事業者がどういう断面、10年後の話、来年の話など時間断面ごとに、どのような段階で、どのような役割を果たすのかということをもとめております。時点時点で必要な情報がどうなるのか、それぞれの各エリアの系統運用者、送配電事業者との情報共有をどういうふうにするのか、それから、計画の策定に当たって事業者間でどういうやりとりになるのかというのがポイントでございます。

それから、8ページ目から10ページ目は、前回、第1回のワーキンググループで提示させていただいた資料でございます。需給の把握の中でも、広域的運営推進機関が非常に中心的に全体を見ていくということでございますので、前回の資料でございますけれど、ご参考におつけをしております。

11ページで、供給力確保の2番目の短期の供給力確保策についてまとめてございます。11ページの(1)に記載をいたしましたけれども、小売事業者にはみずからの需要に応じて供給するだけの供給力の確保ということを義務づけるということとしております。(2)に記載しましたけれども、それとは別に系統運用者、第1種送配電事業者も需給の調整でありますとか、周波数の調整などが必要になりますので、これに必要な調整能力を確保することになります。これについては第1種送配電事業者の義務として課されまして、これに要する費用も規制された送電料金の中で賄われると、こういう仕組みになります。

12ページと13ページ目で、小売電気事業者に対する供給力確保義務に関しまして、幾つかの論点を記載しております。

12ページ目、1番のところですがけれども、小売電気事業者に余力を持つという義務を課すかどうかでございますけれど、法律上の枠組みといたしましては、現在の電気事業法でも余力を持つという義務を一般電気事業者に課しているわけではなく、あくまで需要に応じて供給する義務を課しているというたてつけになっておりますので、同様に、実際に需要に応じて供給できるだけの供給力の確保を小売事業者に義務づけるべきではないかという考え方をまとめたものでございます。これは余力を持たなくていいということを意味しているものではございませんで、毎日、在庫が空になるお店というのは普通はありませんので、通常、需要に応じて供給するためには、計画の段階から需要変動とか、電源トラブルなどに備えて、一定の余力を持つということが期待されるという前提に立っておりますけれども、その余力の保持を数値化して義務づけるわけではないという趣旨でございます。

13ページ目でも幾つかの検討課題を記載しておりますけれども、この中の5.についてご説明をさせていただきます。いわゆる予備力というものは小売事業者の持つ余力と、それから、送配電事業者が持つ余力を合わせたものになりますけれども、これが国全体としてどの程度、必要かということは、今後、広域機関が供給信頼度の観点から精査をしていくことになります。その際に、現在の供給区域ごとということを前提とせずに、電源の偏在あるいは連携線の制約というのは、もちろん、考慮するわけでございますけれども、広域的に今後、算定をしていくことが新しい枠組みのもとでは求められるということを記載しております。

それから、14ページ目でございます。非常に事業者の方のご関心が高いところですがけれども、

小売事業者の供給力確保義務というのは、どういう仕組みで担保されるのかでございます。図の左側に時間軸を書いてございますけれど、10年後の供給力といった長期の断面では、マクロで国として供給力が足りているという点が重要でございますので、個々の事業者に10年後の発電の調達ができていないというようなことを厳しく措置をしていくという必要性は、相対的に小さいと思われまして空欄になっておりますけれども、供給力の確保の状況に対する監視、あるいは国による措置というのは、需要想定の高からしさが高まってくる1年後のあたりから厳しくなっ来てまいりまして、来年度の売り物が確保されていない事業者には業務の改善を促す。

それが③の前日でありますとか、1時間前といった断面になりますと、さらに厳しく見ていくと、こういう運用になる。場合によっては業務改善命令という事態になりますし、例えば最終的に、結局、供給力が確保されていなかったという場合には、電気的特性上は、そのお客さんだけ停電になるということではなくて、送配電部門から電気を吸い込みまして、インバランスという形で電気は供給されますけれども、インバランスが一定の抑止力になるとは思いますが、そもそも、最初からインバランスを当てにして供給力を確保する気がないような事業者については、業務改善命令でありますとか、登録の取り消しといった措置が考えられるということで、現行の一般電気事業者に対する供給義務も、実際に電気が足りずに計画停電になったから供給義務違反ですということではなくて、最大限の努力をしているかということを見るわけですが、例えば当面、電気が足りない場合に緊急設置電源をかき集めてくださいと、あるいはそういう時期や状況に応じて規制の強弱をつけていくということが、運用としては求められるということになります。

このインバランス料金次第では、供給力を確保するよりもインバランス料金で精算したほうが有利だということになりかねませんので、この料金の設定の仕方というのは非常に重要な論点だと考えておりますが、インバランスの仕組みにつきましては、次回以降、また、改めてこのワーキングでご議論いただきたいと考えております。

それから、15ページ目は、今、申し上げた仕組みのイメージ図でございまして、下の半分が小売事業者が自社事業分の供給力を確保すると。例えば時間軸に近づくにつれて、余力がある事業者は市場に出したり、足りない事業者は買ってくるということを繰り返しながら、1時間前市場のところでは実際の事業の1時間前まで、発電事業者と小売の事業者で需給が調整をされると。それ以降は図の上半分、系統運用者、第1種送配電事業者が調整をするしかなくなるわけでございますけれど、第1種送配電事業者は例えば揚水発電でありますとか、石油火力などの調整電源を当初から中長期的に確保するというところも行うわけでございます。

これが図の上のカラーの資料は緑になっているんですけども、上のところにずっと横の箱の

ようになっている図の部分でございますけれど、系統運用者は長期の断面から短期の断面まで、いろいろな調整力を確保しながら、インバランスの調整などを行っていくということでございまして、小売電気事業者が、結局、使わなかった電源なんていうことも、安ければ、そっちを活用していくというような仕組みであるということをお示しをしたものでございます。

それから、16ページ目は再生可能エネルギーの供給力の評価についての参考資料、現行制度のご紹介でございます。これをどう評価するというのは非常に、また、今後、よく検討しなければならない論点になってくると思います。

それから、17ページでございますけれど、送配電事業者の調整力でありますとか予備力といったときに、単なる設備容量、キロワットだけではなくて、性質に応じてさまざまなものを用意しなければならないということをお示しをしております。今後、自由化が進む中では、現在の一般電気事業者が自社電源で頑張って、全部、調整するという状況から、さまざまな発電事業者の調整力あるいは予備力を活用していく仕組みにする必要があるということをお示しをしております。

それから、18ページ目でございます。供給力確保の3点目、長期の供給力確保でございます。この大きな柱は、専門委員会の報告書を踏まえまして、広域機関による電源入札制度、それから、容量市場と言っておりますけれども、将来の供給力を取引できる仕組みの整備の二つになります。

まず、19ページで電源入札制度についてまとめてございます。これまでご説明をいたしました短期の供給力確保策によりまして、供給力は国全体としては確保されるはずでございますけれども、発電当初は非常に投資回収が長期にわたる、また、日本では非常に電源立地も難しいということで、例えば小売事業者に義務を課すといった中でも、それでも事業をやめますとか、発電投資が進まないという場合が想定をされるわけでございまして、そういう場合のセーフティネットといたしまして、広域機関が誰も電源を建てないというような場合には、投資回収を補償して電源を入札するという仕組みでございます。投資回収を補償するための費用は託送料金に上乗せをして、広く全需要家から徴収するという大枠が専門委員会の報告書でまとめられているわけでございますけれども、その入札の仕組みをここで具体的に19ページの2. に三つのパターン、(1) (2) -①と (2) -②というふうにまとめさせていただいております。

(1) は新規の電源建設の場合でございまして、広域機関が全ての需要家の方々から徴収して、事業者が投資回収のための補填をする、その補填額を入札をすると、補填額の一番安い事業者が入札するという仕組みとしてはどうかというご提案でございます。それから、この仕組みは新規電源の建設だけではなくて、例えば既存の電源をリプレースしたほうがいいんですけども、誰もやらない、あるいは自由化でありますとか、あるいは再生可能エネルギーがふえてきて、稼働率の悪くなった電源は動かさない、やめようと、海外でそういう事例もあるようなお話もあります。

けれども、そういう事業者が出てきたときに発電所を潰さずに維持してほしい、国全体としては必要だというときに、これを維持するための補填をすると、こういうパターンもあるのではないかと。

これは比較的短期の供給力確保策としても有効であると考えておりまして、例えば供給力の確保義務、先ほどの義務を果たせない小売事業者が事業をやめますとか、あるいは発電分野に参入したけれども、撤退しますというような場合に、発電所がどこか海外へ出ていってしまうとか、そういうことにはなりませんので、自由化によって事業が継続されなくなった発電所が出てきたときに、かわりの運営者を費用を出すからやってくれというような形で募集するようなこと、これは10年後といった長期ではなくて、比較的短期の断面でもいざというときのセーフティネットでございますけれども、使えるのではないかと。

20ページにまいりまして、この仕組みを今後、さらに具体化していくに当たっての論点を幾つか挙げております。(1)に書きましたが、例えばベース電源が足りないんだと、あるいはピーク電源が足りないんだと、不足する電源の供給力としての性質に応じて入札をするというようなことも考えられるのではないかと、それから、(2)に記載をしましたが、全需要家の負担で補填金を出すからにはこの枠組みで維持する、あるいは建設する電源については、収益の一部を広域機関に戻す、あるいは取引所に一定割合を出していただくと、そういったことも考えられるのではないかとといった点をまとめております。現行の電気事業法でも、発電所の建設命令のような仕組みはございませんので、自由化で発電所の建設が進まない場合に備えた電源建設のラストリゾートでございます。原則的にはこのような仕組みは発動せずに、市場ベースで投資が進むことが望まれるということが前提でございますけれども、こういった仕組みもセーフティネットとして用意してはどうかということでございます。

それから、21ページでは、今、申し上げた枠組みを少しイメージ図にしたものでございますけれども、もう一つの長期の供給力の確保策であります容量市場につきまして、次の22ページ目に論点を記載をしております。容量市場あるいは容量メカニズムなどと呼ばれる仕組みは、報告書の工程表では実施時期が定まっておらず、準備ができ次第、開始ということにされております。例えば稼働率が低い電源でも固定費が回収できるような仕組みとして期待をされておりますけれども、海外でも現在、自由化を行った諸国で導入に向けた検討が進んでおりまして、実際にワークする仕組みをどう構築するかについては海外事例も検証しながら、もう少し検討のお時間をいただきたいということで、今回は具体的なお提案はしておりません。今後、いずれかの段階でまたご議論いただけるように準備を進めたいと思っておりますけれども、22ページ以降では海外の容量市場の仕組み、現在、導入されている仕組みや検討されている仕組みをご参考までに添付を

しております。

長くなって恐縮ですが、続きまして資料3-3、議題の三つ目でございますけれども、小売自由化、送配電部門の一層の中立化に必要なルールの整備についてまとめてございます。これは第三段階のいわゆる法的分離に向けた検討作業の一貫になります。

少し経緯がある話でございますので、最後の7ページに経緯をご参考におつけしておりますけれども、この法的分離が5年後から7年後を目途に実施するというようになっておりますのは、給電指令のシステムのつくり直しに4年から6年程度、かかるということ、このようなシステムの見直しに当たってはまずシステムの基本設計から始めなければならないわけですが、そのためにまず前提となるルールをつくる必要があるということでございます。

したがって、順番にいきますと、まず、一番時間のかかるシステムの見直しに向けまして、最初はまずシステムづくりの前提となるルールを整備しましょう、では、そのルールというのは何でしょうかということをこの資料の1ページから5ページにかけて、発電と送電の協調、あるいは周波数調整などをしっかり行っていくために、どういうルールが必要なのかということの詳細にリストアップをしております。

これらのルールは、もちろん、給電システムの設計に直結するものでございますけれども、それ以外にも例えば広域機関の枠組みの中で関係者間のルールにしていくべきもの、あるいは先ほどご説明しました安定供給を確保していくために、法制的なルールが必要なもの、いろいろございますので、6ページ目に今後の検討ということを書きましたが、どのルールが決まっていなくて、給電指令のシステムの改修作業に入れないのか、これを今後、リストアップする必要があるということ、したがって、今後の作業としてはシステムを見直すに当たって必要なルールというのはどの部分であって、今、どのようなルールになっていて、それを今後、どのように変えていけばよいのか、こういったことを第三段階に向けた先の長い話でございますけれども、これを今から進めないとならないということで、その作業のキックオフということで、資料3-3という形で提示をさせていただいたということでございますので、これにつきましては、現在、ネットワーク運用を行っている一般電気事業者の送配電部門にどのようなルールがあって、何を決めなければならないかというようなことをピックアップしていただく必要もあると思っておりますけれども、今後、そういった作業を進めていく必要があるということで、今回、資料をお配りさせていただいたものでございます。

最後の資料でございますけれども、資料3-4をごらんいただければと思います。

これはいわゆる自己託送制度の詳細設計でございます。自己託送の制度化は来年4月から新しい制度を実施するという前提で、先般、廃案になってしまいましたけれども、電気事業法の改正

法案に盛り込んでいたものでございます。正確には、高圧以上の自己託送は来年4月から、それから、低圧の自己託送は3年後に全面自由化をするところで低圧の託送制度ができますので、その段階以降の実施という予定でございますけれども、高圧以上の自己託送を電気事業法の改正案が臨時国会で成立した暁には、予定通り、4月から実施すると。そのためには、来年早々には新たな託送約款を一般電気事業者の方に出していただく必要があるということで、非常に大変細かい論点でございますけれども、年内に必要なことを決めなければならないということで、今回、ご提案させていただくものでございます。

資料の1ページ目は、そもそも、自己託送というのは一体何かということについてのご紹介、2ページ目では電力システム改革専門委員会で事務局から提示をした制度設計案でございまして、特にこれについてのご異論はございませんでしたので、この方向性に沿って進めていきたいというふうに考えておりますけれども、具体化がされてない項目が3点ございまして、それが3ページ目でございます。大変細かくて恐縮ですが、この3点につきまして4ページ目以降で、1ページ1論点でまとめさせていただいております。

4ページ目は、自己託送における自己というのは、一体、どこまでかという論点でございまして、現行の電気事業法ではいわゆる特定供給という仕組みで、親子会社間での電気の供給というのは、電気事業に当たらないというような形で位置づけられております。ここでは基本的には特定供給と同様に、密接関係性があれば自己として扱うということでございまして、現行の特定供給にございます組合要件というのは、ここでは入れておりません。これは託送ですので、全国、どこへでも行けてしまいますので、組合を認めるということは全国、誰とでも組合になれば自分ですというような仕組みになって、それは少しおかしいのではないかと入れておりませんが、それから、逆に現行の特定供給では図にあります例えばB社とC社というのは、直接は関係がないわけでございますけれども、A社をつながって通じているような仕組み、これを新たにできる自己託送として認めてはどうかということでございまして、この図で申し上げますと、結果的にB社からはAでもCでもDでもEでも、誰にでもこの範囲であれば自己託送として扱われるというようなことを提案をしております。

次に5ページ目でございますけれども、料金でございます。これは託送制度でございますので、いわゆる通常の託送料金が適用されるというのが原則でございますけれども、通常、電気事業で行われる小売託送とは異なりまして、自己託送の場合には自家発の方が余剰電力を別の工場で使うといったような、たまにしか使わないというケースが想定されますので、基本料金の支払いが要らない完全従量料金を設けるということが専門委員会の資料として提案をしております。

これを具体的な料金表にしなければなりませんので、完全従量料金の設定方法をご提案をさせ

ていただいております。端的に申し上げますと、たまにしか利用しないという、このたまにというのを毎日平日3時間だけピークカットに使った場合、それよりも少ない時間をたまにということで完全従量料金にしたほうがメリットが出るということ、これは60時間ということでございますけれども、したがって、例えば右下の30時間というところで50%安いという形になっておりますけれども、平日の例えば毎日1時間半だけ使ったというような場合には、完全従量料金にしたほうがこれだけ割安になるような料金ということで、ご提案をさせていただいているというものでございます。

託送料金は、安ければ安いほどいいというふうによく言われますけれども、送電線のコストがかかっておりますので、結局、ここで安くなる分はほかの方が負担をするということになりますので、そこは負担のバランスを考えながら、こういったことを一つのメルクマールとしてご提案をさせていただいているものでございます。

それから、最後に6ページ、これはいわゆる同時同量を通常の同時同量と同じにすると、また、自己託送の場合には小売事業として行うわけではないので、少し厳しいのではないかとということで、一定のおまけをしてはどうかという議論が専門委員会の提案としてございまして、その範囲は、現在、新規参入者に小売の託送の際に参入を2年間だけ認めている、裾切り制度と言っておりますけれども、一定のおまけ、これを自己託送の場合には適用することにしてはどうかというご提案でございます。そもそも、同時同量制度は3年後に計画値同時同量導入ということで、抜本的に見直す予定にしておりますので、それまでということになりますけれども、まず、スタート時点ではこういったことにしてはどうかというご提案でございます。

非常に長くなりましたけれども、資料のご説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様に議論をしていただきたいと思います。時間は21時まで予定をしておりますが、議論の状況によっては30分程度の延長をお願いするかもしれません。あらかじめご了承くださいと思います。

議論の進め方ですが、先ほど安永さんのご説明の前にも申し上げましたが、全ての資料につきましてご自由に議論をいただいております。ただし、議論の状況によりまして特定のテーマに少し特化した議論をしたほうがよさそうな場合には、途中で限定をした議論に集中するようにしたいというふうに考えております。委員の皆様の間での議論も含めて、活発な議論を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ご発言をされる方は、いつものようにお手元の名札を立てていただきたいと思います。それか

ら、オブザーバーの方もご発言のご希望があるときには、名札を立てていただければというふうに思います。それから、関連する発言をご希望される場合には手を挙げて合図をしていただければ、ご指名をしたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、どうぞよろしく願いをいたします。それでは、瀧本委員のほうからお願いいたします。

○瀧本委員

それでは、私のほうから2点ほど申し上げたいというふうに思います。

1点目はライセンス制でございます。今回、お示しいただきました内容でございますけれども、各事業の義務とか規制とかいったものにつきまして、今、私ども一般電気事業者に課せられておりますものを発電事業、それから、送配電事業、そして、小売電気事業という形で再構成したものであるというふうに受けとめておりまして、特段の異論はないというふうに考えてございます。

なお、今後、この内容に沿って現行の業務の発電、送配電、小売というふうに仕分けをしていくに当たりましては、複数のライセンスにまたがっているような業務ですとか制度というものがある存在をいたします。これにつきまして、どう対処していくのかという課題があると思っております。今後、お客様の利便性といいますか、そういうものを低下させないための工夫が必要になるというふうにも考えてございまして、我々実務に携わる者として、引き続き、その検討に協力してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目でございます。2点目は供給力の確保策というところでございます。今回、今まではちょうど全面自由化の資料の11ページあたりで、従来の供給義務と総括原価、三角形になったようなのがございましたけれども、こういう中で、供給力あるいは全体としての予備力が確保されているというシステムから、新たな形に見直されるということでもございました。その際、最も重要だと考えておりますのは、システム全体として安定供給が確保されることだということでもございまして、そのためにはライセンス制でご提示いただきましたように、発電、それから、小売、送配電と各事業者がそれぞれの役割に応じた具体的な制度、仕組みを検討していくと、こういうことが必要だろうと考えてございます。

まず、発電事業者でございますけれども、燃料の確実な調達や確保といったことが当然、川上にございまして、それぞれの契約等が多分あるはずでございますので、それに応じて確実に発電をしていくと、こういうことが大事だろうというふうに思っています。

小売電気事業者につきましては、本日の資料にもございましたように、みずからの顧客の需要に応じた供給力確保義務を課すと、大まかにはそういうことだったと思いますけれども、私どもとしましては小売部門というのがございますけれども、ここについては系統の安定化のために、

実需給の直前まで需要に見合った供給力の確保に努めると、そして、インバランスの発生を極力抑制していくと、こういうふうと考えておるところでございますけれども、こうしたことについて全ての参加者、全ての小売事業者が、そういった系統の安定化に協力するようなインセンティブが働く仕組みというのが、つくられるということが必要だというふうと考えておるところでございます。

それから、送配電部門につきましては、これが安定供給の最後のとりでということになるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、これまでとは全く仕組みが異なる中で、需給調整を行うということになりますので、いろいろ、聞いておりますと、正直なところ、不安な面も確かにございます。ですので、電力システム全体として待機予備力も含めた必要な予備力ですとか調整力、これを確実に運用者が確保できる仕組みですとか、あるいは送配電部門からの給電指令につきましては、発電事業者あるいは小売電気事業者が応じていくと、こういう仕組みが重要になってくるのではないかとというふうと考えてございます。

その調達につきましては、効率的に行われるということは当然でございますけれども、その一方、発電事業者に適正な対価を支払うということも、これまた、必要なことでございまして、こうしたコストの負担、コストを系統利用者の方々はどう負担していただくのかという、こういう仕組みについても今後、検討していく必要があるというふうに思っております。

さらに留意すべきはということでございますけれども、今まで申したのは、短期的なところについては現状の日本にある発電設備の状況等を見まして、ご提示いただいたような内容で各事業者の役割に応じた役割、仕組みがしっかりできるということであれば、ある程度、担保されていく可能性はあるというふうに思っておりますけれども、問題は中長期ということになるかと思えます。

今後、自由化が進みまして、小売電気事業者あるいは発電事業者というのは、経済合理性に基づいて基本的には行動するということになってまいろうかと思えます。そうしたときに、供給力や予備力というのが中長期的に本当に確保できるのかどうかという点については、若干、不安が残るのだろうというふうに思えます。したがって、今回の資料にもございましたけれども、電源の公募入札などということで、発電事業者が電源への投資をきちっとできるような、促すような仕組みがきちんとワークするような形でできていくということが、大変、重要なのだろうというふうに理解をいたしております。

いずれにしても、新しい供給力確保の仕組みということでございますので、私どもはまだ経験したことのないということでございますので、将来にわたって安定供給を確保し、お客様に安心して電気を使っていただくシステムとなりますように、皆様と一緒に考えてまいりたいとい

うふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員

まず、3-1に関してです。11ページのところに三位一体とあるのですが、この三つが不可分で地域独占がなくなれば、必然的に供給義務はなくなるのだとか、規制はなくなるのだと誤認している人が時々いるが、そうではないことを確認したい。本当に文字通り三位一体だったらそうだと思うのですが、ここではそういう意味で書いているのではないということは、この後の資料を見れば明らかなのですが、念のための確認です。自由化して小売りに関する地域独占がなくなっても、一定の規制や一定の義務は当然残ることが大前提なので、今後この三位一体という言葉が悪用にしないようにお願いします。

それから、15ページの最終補償約款に関してです。これはしばらくの間は規制価格も続くので、実質的に役割を果たさない、規制価格はどんなに短くても5年から7年後のところ廃止だから、それまでの間は余り関係ないということなので、今言っても意味がないのかもしれませんが。その後の段階で、これは本当に届け出でいいのか若干心配です。5年から7年の間は全く問題ないと思うのですが、早いタイミングで規制料金を廃止することがもし起こったとしたときに、この最終補償約款が届け出でいいのかは、議論の余地はあるかもしれません。ただ、理想的に競争メカニズムが働いて、そもそも安心して規制料金を廃止できるという状況だと、これで十分だと思います。この点については若干心配しています。

次、25のところです。規制の解除に関していろいろな要素を挙げていただいて、これらの要素を総合的に判断して、解除していくということになると思います。これに関して質問ですが、規制料金をなくすのは全国一律にやることを想定しているのか、あるいはひょっとしたら東京地区は廃止だけれども、他の地域ではまだ残っているということもあり得るという想定なのかを教えてください。

もし全国一斉にやめるということだとすると、全国の中で一番競争が進んでいないところをベースにして、そこでも十分安心ということになってはじめて廃止ということになるはずですが。もし、地域ごとにタイミングが変わることもあり得るという整理であれば、地域ごとの競争状態を見ることになります。もちろん全国市場ができる、結果的にどの地域も十分競争的になる、地域は競争に関しては余り関係ないという状況になるのが理想なわけですし、そうなるよう改革に努

めるわけですが、必ずそうなるかと安易に決めつけるわけにはいかないもので、この点は考えておく必要があります。どちらを想定しているのかを教えてください。

次、資料3-2のところです。供給力確保策というか、安定供給のための対策がこの改革でも一番重要な点だと思うので、今日の議論でも3-2が一番重要だと思います。まず、長期に関しては、典型的には10年後をにらんだ、あるいは更にそれより短期間でもと言及していただいて更に安心はしたのですが、広域機関が必要に応じて電力が足りない、供給力が足りないということであれば、入札等を使って積極的に対応していく点をはっきり言っていたと思います。

入札に関しては、一つのやり方として、現在でも例えば東京電力が電源を入札するときに行われているやり方を参考にすべきです。東京電力の今回の電源入札では、入札に関する委員会が事前にルールを考えて、入札が実際に行われた後、事後にも見ているわけです。この背後には、透明で公正なやり方で、しかも合理的なやり方で調達したことを確認して、その後、仮に規制料金の原価にこの費用を算入するということになったとしても、合理的で能率的なやり方で、これ以上、コストが下げられないという形でやったことを担保するためにやっていると思います。

広域機関で入札する場合、自然に制度を設計すれば、その費用は託送料にはね返ってくることになり、託送料は電力システム改革後も規制料金ですから、今の入札制度よりも精査の必要性が更に高いと思われます。入札した電源に対してどういう義務をかけるのか、どういう条件での入札であれば適切かというような入札の条件等も含めて、そういう委員会を別途立ち上げて、詳細を議論していくやり方もあり得ると思います。その場合には、最初にこういうやり方でやりたいと提案するのは広域機関になると思います。それが公正かどうか、能率的かどうかをチェックするのが入札の委員会の役割と整理する方式も、一つの選択肢としてはあり得ると思います。

次に、文字通り短期の、1時間前市場が終わった後の、あるいは1日前といった時間軸での安定性をどう確保するのかというのに関してです。どのような制度を構築するにしても、どのような時間軸であるにせよ、日本全体であるいはその地域で、誰かが一定の予備力を持っている必要がある。この必要な予備力を、ネガワットにせよ実際の供給力であるにせよ、小売事業者が確保するか、あるいは系統運用者が確保するか、あるいはそれぞれが確保するか、この選択肢しかないと思います。今回の事務局案は、明確に小売事業者に保有すべき予備力を義務づけず、自社の需要に見合う供給力は確保するとしても、それ以上の予備力にあたるものを確保せよという義務を小売業者には負わせず、想定される自社需要を超える予備力の確保は義務ではなく小売事業者の自主的な判断に任せると整理したと理解しています。と言うことは、予備力は、少なくとも短期の予備力は、基本的には系統運用者に安定供給の義務を課し、その安定供給をするためにはそれぞれのタイミングで一定の予備力が必要で、その予備力は小売事業者の自主的な確保

状況を見ながら、足りない分は系統運用者の方で確保するという整理だと理解しています。この理解が間違っていたら後でご指摘ください。

このときにこのコストの負担、回収策ということを瀧本委員が指摘したのですが、私はよく理解できませんでした。私は系統運用者が安定供給のために確保したもののコストは、当然に託送料金に乗る、あるいはひょっとしたらインバランス料金で一部回収するのかもしれませんが、いずれにせよ、何らかの規制料金で回収するものだと思っておりました。したがって、普通に制度設計すれば、システマティックな回収漏れということはなく、したがって、安心してきちんと運用者に必要な予備力を調達してくださいというメッセージを出すべきだと思います。

このときに私たちが一番注意しなければいけないのは、後出しじゃんけんのように、これだけ安定供給のために系統運用者が確保していたのだけれども、それは確保し過ぎ、だから、規制料金算定時にはそんなたかさんのものは認めませんと言われると、系統運用者は安心して予備力確保できないことになると思うので、その点についての配慮が必要だと思います。一定のルールに従い、必要な事前及び事後の検証を前提とした調達費用は接続料金等で回収できる制度設計にすべきです。

単価については文句を言うことが出てくると思います。オープンで公正な調達でなければ厳しい査定を受けることになると思います。特に事前に長期契約で調達できるようなものに関しては、オープンな調達をきちんとやるべきだし、先ほど広域機関で言ったような委員会の事前及び事後のチェックを受けて、公正な調達をしているかどうか確認する必要があると思います。しかし、そういう透明で公正な調達、委員会の確認を経てルールに従って調達したものは、系統運用者に一定の裁量があり、これぐらいの予備力が必要だと考えるものについては、一定程度系統運用者の裁量を尊重せざるを得ないと思います。

短期的には実際にこの能力があるのは、一般電気事業者だけだと思うので、このやり方は合理的だと思いますが、長期的には別の合理的なやり方もあり得ると考えます。小売事業者に一定程度の予備力を持たせる、義務付けるという発想もあり得るとは思うのですが、これについては長期的に広域機関を中心に考えていくのも一つの考え方だと思います。全てを系統運用者に負わせると、結果的にコスト高になって託送料金が高くなるかもしれない。託送料金が高くなることは新電力にとってもメリットではないかもしれない。

そうすると、新電力の方はむしろ予備力の確保義務に関するルールを合理的に定めて、そちらで一定の負担をすることによって系統運用者の負担を減らし、その結果として託送料金が下がるなら、むしろ義務づけは新規参入者にとってもウエルカムだという意見が出てくる可能性も十分あると思います。そういうのが出てきた段階で、ルールを変える余地は長期的にはあると思いま

す。ただ、先ほども瀧本委員が指摘したとおり、短期的にはフィージブルなのはこのやり方だろうと思いますから、このやり方で5年とか7年とかはやっていく、これをデフォルトルールとして制度をスタートさせるのは合理的だと思います。また、先程将来のルールは広域機関を中心に考えていくと言ったのは、単なる例示です。広域機関の人事やガバナンスがどうなるのか見えていない今の時点で、広域機関を中心に将来この問題を議論すべきと決めつけたものではありません。

長くなりましたが、最後に1点だけ言わせてください。3-4に関して、裾切りを入れることに関しては賛成です。自己託送ではなく通常の参入でこの裾切りを入れるときに、どうして2年でやめなければいけないのか、2年では後押しの効果は限定的と指摘していました。今回の資料では相当程度後押しとなったと出てきています。これを見て2年でも十分だったじゃないかと思う人が出てくるとすれば、私としては不本意です。

これはうまく参入できた人に聞いた結果。その事業者が後押しになりましたと回答したわけで、インバランスの制度がきつ過ぎてそもそも参入できなかった人に聞けば全く違う答えになる、もっと充実した制度が必要だったということになるかもしれないわけです。この資料の性格を理解し、今後誤用、曲解しないようにしてください。

以上です。

○横山座長

今後の議論のために、ご質問に答えておいていただいたほうがよい点もあるかというふうに思いました。2点ほどありましたので、規制料金をなくすのは全国一律なのかどうかということと、もう1点、1時間前市場以降は系統運用者が持つのかどうかというご質問の2点があったと思いますので、まずは簡単にお答えいただいて、また、議論したいと思います。

○安永調整官

まず、1点目の料金規制の解除は地域ごとなのかという点でございますけれども、例えば公正取引委員会さんのほうの現在の電力市場というものの見方は、基本的には全国市場であるというようなことからすれば、全国でというのが一つの考え方だと思いますが、今まで何か議論があって、そこを地域ごとにすべきとか、全国一律にすべきということは決まっていないので、そういう意味では論点だと思っております。

それから、もう1点目の予備力はネットワークが持つという仕組みであるのかというご確認をいただいた点でございますけれども、基本的にはご指摘のとおりなんですけれども、小売事業者は予備力を持たなくてよい、ネットワーク会社が全部を持つということではなくて、すなわち、小売事業者に自社事情に応じて供給できるようにしてくださいという規制を課せば、通常

であれば一定の予備力を自分で持つということが考えられると。

最終的にネットワーク側は、確実に全体の需給の安定を図らなければならないので、小売事業者がどれくらい持っているか、持っていないかと差し引いて、足りない分も含めて全体として8から10なのか、3から5なのかは今後、広域機関で検討するんだと思いますけれども、全体としての予備力の責任を小売のほうにどれくらい持っているかも含めてトータルでシステムの安定を図ると、こういう考え方がございますので、若干、小売がそんなに持たなくていいですよという仕組みにしているという意図ではないんですけれども、ご指摘の点に、おおむね、それに近いということでございます。

○横山座長

松村先生、よろしゅうございましょうか。

○松村委員

はい。

○横山座長

では、稲垣委員のほうからお願いします。

○稲垣委員

今の説明についての補足をお願いしたいんですが、小売が施設を持たないという前提で考えた場合に、しかも電気も持っていないとすると、小売が持つ供給予備力あるいは供給義務というのは、誰に対してどうすることなんですか。説明していただけますか。

○安永調整官

通常、供給力といいますと発電所を自分で持つということが考えられます。小売事業者は設備を持たなくてもいい事業ということでございますので、パターンとしては大きく分けると、自分で電源を持っている場合（発電事業も兼業する場合）、それから、発電事業者と長期契約をする場合、現在の新電力の方のビジネスは多くの場合において、このようになっていると思います。自家発の方でありますとか、親会社の発電所から買ってくると、こういう発電事業と契約して確保する、それから、取引所から買ってくると。取引所から買ってくる分も、別に供給力として見込んでいけないということではないと考えておりますけれども、そこは例えば全ての小売事業者が取引所から、私はこれくらい買ってきますという想定を出してきて、広域機関が全部並べてみたら、とてもそんなに取引所に出てくるはずはないと。そうすると、これは全体としては足りないぞということになりますので、そこで取引所だと言っている人が供給力の確保をちゃんとできているとは言えないんじゃないかという行政のチェックが入ってくるという、こういうイメージをしております。

○稲垣委員

確認しますと、需要者に対して電気を供給するために供給予備力を、つまり、電力を確保する、その方法は供給ができる取引をしておくと、つまり、対価を支払う約束をしておくと、それから、もう一つは総量を把握して情報提供できるようにしておくと、こういうことですね。ありがとうございます。

○横山座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、山口委員からお願いいたします。

○山口委員

前回は今回もいろいろ話を聞いていると、いろんな意味で電力の取引市場がどういうイメージを持ってつくられるか、何を仮定するか、例えば地域性が非常に高い市場になるのか、全国にわたって取引が起きるのか、それとも、1時間前市場が非常に活発に使われるのか、それとも、もっと前から契約があるのかとかいうところがかなり気になるんですね。そのような前提によって市場システムというのが生まれて、それとともに広域調整と系統というものの運用が対になって、多分、動いていくと思うんですけども、どちらにしろ、市場システムがそこでうまく成長していくためには、系統もちゃんと成長していかないといけないし、広域調整も成長していかないといけないわけですね、進化的には。

そのためのちゃんとメカニズムが、エコシステムがないと、なかなか、バージョンアップしていったり、いろんな機能が生まれていかないとということになってしまうわけで、一回、市場システムをつくると、一般に情報システムでつくると、その先、なかなか、新しい機能を入れたり、新しい仕掛けにつくるというのは大変なので、また、最初から大きいものをつくとまた大変なので、そのあたりの市場がどうなっていくのか、今みたいな1時間前システム、1時間前市場だというよりも、もうちょっと、どういう仮定を置くのか、要するに取引の総量とか地域性とか、いろんなものを含めた仮定をどう置くのかでデザインは多分、変わってくるので、そのあたりを検討するというのも多分、今後は必要じゃないかというのは思います。

それから、もう1個、市場のシステムの中で供給力の確保というのは課題がいろいろありますけれども、例えば先物市場というのはどう考えるのかとか、それから、相対取引と市場での取引の環境をどうするのかとか、そういったところも現実には考えないといけないんじゃないかなと思いますけれども、特に先物については小売事業者にとってはリスクヘッジの機能があるので、だから、そういったものをもし取り入れるのであれば、市場システムはつくり方がすごく難しくなるのも事実ですけども、つくれないわけではないので、そのあたりをちゃんとつくっていく

というのが要るんじゃないかなという気がかなりしてしまっていて、その辺の市場システムとその運用、その部分のエコシステムをどうつくっていくのか、進化のエコシステムをどうつくるのか、今、インセンティブも含めてですけれども、それから、先物も含めて時期的にそういうものが出てくるというタイミングをどう考えるかというのも、情報システムを組む側からすれば、結構、市場システムをつくれれば考えないといけないので、そのあたりの仮定を制度の中では1時間前市場という言い方になってしまうと思うんですけれども、もうちょっと、リアリティをどの辺に置くのかというのを考えておくことは必要じゃないかなというふうに思うわけです。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、林委員のほうからお願いいたします。

○林委員

実は資料3-1では三つ、コメントがありまして、資料3-2は一つ、資料3-3も一つなんですけれども、短めにしますけれども、逐次、説明してよろしいでしょうか。では、すみません、よろしくをお願いします。

まず、資料3-1の17ページということで、第3種送配電事業者のお話がございますけれども、1種、2種、3種ということで非常にすっきりして、非常にいいと思っております。ただ、1点だけ気になりましたのは、第1種送配電事業者に関しましては電圧や周波数、いわゆる手元に届く電気の品質に関する維持義務みたいなものがあるんですけれども、第3種に関しましてもある意味、自営線であっても、もし、自分がそこに住んでいる場合を考えるんですけれども、その場合、コンセントに届く電圧とか周波数というものは、維持していただきたいということの思いがあります。むしろ、逆にそういうのをちゃんとベースでしていただければ、私はむしろコミュニティグリッドとかを推進する立場を結構意識しておりまして、そういうところをきっちり記入していただければ、中に含む場合でも構わないんですけれども、その中でぜひまたベースとして考えていただいて、推進していただければと思っています。ある意味、前向きな発言として説明しているんですけれども、それが1点目でございます。

それで、続いて資料3-1の19ページになるんですけれども、小売電気事業者のイメージということでございましたけれども、基本的にこのイメージは需要家に電気を供給するという立ち位置での事業者ということで、位置づけということではいいとは思いますが、19ページの下側の右側のほうにアグリゲーターとか、ネガワット事業者という言葉がありますけれども、これは小売事業者には該当しないと、確かに電気を供給するということではないということでは、小

売電気事業者という、このイメージとは合わないと思うんですけども、例えばネガワット事業者とか節電事業者ということで、具体的には例えばしっかり計量してベースラインをしっかりと統一ルール化して、そこから計量してしっかり節電した分をネガワット価値とすれば、発電事業者に対してネガワット事業者というのは、ネガワット価値としては等価になると思います。

例えば10を発電することと、10を節電するということは、需給調整のうえでは等価になり得る場合があると。そういった場合は例えばここで入れてくれというわけではないんですけども、将来的には例えば発電事業者があつて、その反対側にあるネガワット事業者、節電事業者みたいなものもあつて、そこもある意味、ちゃんと節電できて、ちゃんと計測できて、差がちゃんとしたものであるかということ担保するようなこともあつていいのかと。

ですから、私が申し上げたいのは、送配電事業者もあつて、発電事業者、小売事業者、また、ネガワット事業者と、その四者みたいな話でも将来的に、今、すぐというわけではないんですけども、そういう議論をぜひしていただければ、特に資源の少ない日本のような国では、節電のことってしっかり考えていかないと、高い燃料費を払うだけが日本が生き残る道ではないと私は思っていますので、少ない量であっても、それを束ねていくということは、今後、非常に重要になるんじゃないかと私は個人的に思っております。

続きまして、今度は資料3-1の三つ目なんですけれども、25ページ、先ほど松村先生からもございましたけれども、特に(4)のスマートメーターの普及状況のお話がありまして、私はその検討会から座長を拝命していることもございまして、スマートメーターというのは、小売電気事業者を需要家がスムーズに選択するための環境だと思っております、先ほど安永さんも言っていましたけれども、スマートメーターを一々取りかえるわけではなくて、スムーズに小売事業者をやる時にスマートメーターを置いてやるという意味では、私が申し上げたいのは、ぜひとも可能な限り、全戸投入の時期を前倒しというか、世の中に対してできる限り、前倒ししていただければと、それは社会的にもいいのではないかとコメントさせていただきたいと思っております。

あと、今度、資料3-2の20ページ、ちょっと細かい話になるかもしれないんですけども、資料3-1の20ページで、論点の(1)の入札実施って四つ話がありまして、考えられるかとか、いろいろ、聞かれていますけれども、特に三つ目と四つ目の話なんですけど、ベース/ピーク等のスペックを指定して入札を行うことはあり得るかということなんですけれども、当然、中立的に広域機関はネットワークの需給バランスをとらなければいけないので、広域機関は今、例えば今後、ベース電源が必要か、ピーク電源が必要かということはわかるわけですね。

そういった場合で欲しいものを入札でしっかり調達しないと、欲しいものが調達されなければ

何のための入札か、よくわかりませんので、そういう意味では、これはあり得るということでコメントしたいなと思いますし、その下の何らかの上限価格を定める必要はないかということ、当然、必要はあると。価格が上昇してしまうと、善意の方ばかりだといいいですけども、場合によっては利益追求でいろんな方が生まれてしまうということもなくす意味でも、これは必要だと思っております。

最後ですけども、これで、すみません、終わります、資料3-3の2ページ目になりますけれども、小売自由化の送配電の話で、一層の中立化の(5)になるんですけども、事故・故障発生時、需給逼迫時等の緊急時対応ということで、まさに先ほど松村先生からもありましたけれども、1時間前の話じゃなくて、私は緊急の話を今後、考えていかなければいけないと思っております、といいますのは、日本は地震が多い国ですし、今後、必ずまた地震が起こるということは自明でございます。また、災害もそうですけれども、台風が通ればかなり豪雨だったりする中で、そういった中で四つのポツになりますけれども、ライセンスで分かれてしまったがゆえに、例えば災害時に電気がつくような時間が従来に対しておくれてしまうようなことがないように、ライセンスは分かれても異なるライセンスの事業者同士の協力体制をしっかりとやって、例えば複数のエリアで需給調整できなくて大変なときなんかはお国の一大事なわけですから、そのときは事業者をまたいで、しっかりと復旧等を行う体制をぜひお願いしたいと思っております。

以上、すみません、駆け足でしたけれども。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、圓尾委員、大橋委員、稲垣委員の順番でいきたいと思っておりますので、圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。何点か、お話しします。

まずは供給力の調整についてですが、基本的には民間の事業者が民間の判断で設備投資をやった結果、需給のバランスがとれるというのが理想形だと思います。そういう意味では、設備投資に長期間かかる電源の投資がスムーズに行くためには、長期の需給見通しがしっかりあることが大事だろうと思っています。広域機関が最終的にまとめる需要想定が相当大事なポイントになると思っています、今、E Iで毎年出しているような、ああいう薄いものだと、多分、意味がないと思います。小売事業者のいろんな意見、知見を聞きながら、どういう前提で、どういう状況を想定して積み上げたら、こういう結果になるという、かなり詳しいレポートのような需要想定が出される必要がある、というのが一点です。

それから、もう一つは広域機関の入札の話ですが、広域機関が入札をして電源が建つケースと、民間自身の決断で建てるケースを考えたときに、松村先生からもご指摘があったように、広域機関の入札電源の建設費が託送料金で最終的に回収できるという、いわゆるリスクヘッジが効いた形で建てることになると、かなり両者を比べるとリスクの差が歴然とあるわけですね。

将来的に原子力の位置づけを整理する時も絡んでくるポイントですが、みんなの負担でリスクを軽減する形式を採るのであれば、当然、全量タマ出しというか、取引所に電気を出す、誰もが使える形で抛出すべきだと思いますし、それから、それをやった結果、非常に高いリターンが得られるということになると、発電事業者はみんな入札がかかるのを待つと思うんですね。ですから、入札を避けてみずからリスクをとって、決断して設備投資した事業者がそれなりのリターンを得られるように、逆に言えば入札によって高いリターンを得られないことがないように、一定のハードルを課すべきじゃないかと思っております。というのが2点目です。

それから、3点目は料金の経過措置の問題ですけれども、ここには5点ほど書かれていましたが、余り定量的な細かい目標は設定しないほうがいいだろうと思っております。新規参入者の割合が何%とか、そういう目標を設定し、クリアしたからといって、競争が起きていると断定できるわけでもないと思いますし、定性的になりますけれども、需要家が「ちゃんと電力会社を選んでいる」という満足感が得られるかどうか非常に大きなポイントで、突き詰めるところ、そこに集約されるのだろうと思っております。

また、私も、この点ではずっと地域の問題が気になっていました。例えば東京地域ではすごく競争が進んで、東京にいながら関西電力や新規参入者から電気を買うことが起こっている一方で、地方に行くと、今までと余り変わらないパターンになっていることもあり得ると思うのです。そのような一見、アンバランスな状態でも、さっき、林先生のご指摘があったように、スマートメーターが有意義な形できちっと普及している、もしくは要望すればすぐ設置してもらえるような状態であれば、少なくとも電力会社を選ぶことが容易にできるようになるわけです。ですから、単純な比率では意味がないと思いますし、スマートメーターの普及は中でも大事なポイントになると思います。これらを総合的に判断していかなければいけないと思っております。

それから、最後に自己託送の話ですけれども、今回はとりあえず、次の4月から実施される高圧までの範囲を念頭に、ペーパーは書かれていると思うのですが、将来的に低圧まで拡大することを考えると、実際、可能かどうかは別問題として、私がイメージしたのは、田舎にある親の家の広い屋根を使って太陽光で発電して、東京で住んでいるマンションで暮らしているような人が自己託送でその電気を使うというケースです。当然、多くの方が考えると思います。託送料金を支払ったら経済的に合わない気もしますが、将来的にはそういったことも念頭に置いて、

制度設計すべきかなと考えております。

すみません、とりあえず、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員、よろしく願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。私も幾つかあるのですが、一つ一つコメントさせていただきます。

まず、資料3-1の25ページ目、皆さん既にご指摘のところなんですけれども、私もこれについてコメントさせていただきたいということでもあります。この経過措置というものなんですけれども、一般的に時限的な規制というものを一旦入れると、なかなか、時限的にならないということというのは経済学的にも知られているし、あるいは経験的にも知られているところかと思えます。時限的に入れた規制が恒久的になってしまったという例は恐らく枚挙にいとまがなく、実際、規制廃止に対する行政のコミットメントを確保するというのは、極めて難しいということじゃないかと思えます。

また、本来の目的としている競争の進展の状況というものなんですけれども、これを恐らく客観的に確認することというのは経済学的に極めて難しい問題だろうと、定量的に確認することは極めて難しいだろうというふうに思えます。ここに挙げられている幾つかメルクマールがありますが、これらは恐らく競争の進展に関するかなりノイズを含んだ指標にしか過ぎなくて、これ自体が競争の進展をあらわしたものではないだろうというふうに思われます。

そういう意味で、私がこれについて思うところというのは、競争環境の整備というものを制度でかつちり固めてしまったほうがいいんじゃないかと。その制度が仕上がった上で、自由化にコミットするという時限的、限定的な形で経過措置というものというのが、恐らく本来的には望ましいのかなというふうに思えます。「総合的に勘案する」と、あるいは「慎重に見きわめる」という言葉の読み方、あるいはその判断の仕方というのは、結局、実際、その場で担当する人がこの直面すると、極めて難しい問題に結局のところ、ならざるを得ないんじゃないかと。つまり、先送りにしちゃうことにもなりかねないのかなということが、このスライドを見たときの私のコメントであります。それが資料3-1に関するところでございます。

資料3-2でございますが、これも幾つかポイントがあるんですけども、まず、小売事業者に対する供給力確保の論点でございます。今回、小売電気事業者に対して、そういうふうなものを新たにライセンス制として位置づけるというふうなことを考えるに当たって、これまで供給力あるいは予備力の確保というものは、一般電気事業者が行っていたわけですが、それを小売事業

を行う責務として義務づけるということがここでの内容かと思えます。

松村委員が先ほどおっしゃられたんですけれども、この予備力というものをどう考えるのかということというのは、一つ、ポイントなのかなというふうに思います。本来、みずから電力供給事業を行うということを考えると、予備力の確保というのはそもそも不可欠であって、そういうものを責務として事業者が行うというのは、ある意味、事業を行う矜持というかな、そういうふうな点でも極めて重要な事業の一つであるべきものなんだと思います。これが参入障壁というような論点で出ていたんですけれども、実は私も共感するんですけれども、これを参入障壁だというふうに考えるのであれば、供給予備力をいかに安価に確保してあげられるような制度にするのかというふうな方向で考えるのがいいんじゃないかというふうに個人的には思います。そういうふうな適正な価格あるいは競争的な価格で、そういうふうなものを確保できるという、これも制度をつくるような考え方も、一つ、あり得るんじゃないかなと。

いずれにしても、先ほどいみじくも安永調整官がおっしゃられたんですけれども、安定供給というものは、これまで一般電気事業者に頼ってきたけれども、今度は全ての事業者が担っていくんだというふうなことをおっしゃられたように思いますが、まさにおっしゃるとおりで、そういうふうな責務をみんなで負担していくということが、しっかり根の張った小売事業者を育てていくという意味で、極めて制度的にも重要であるし、私も一般電気事業者の向こうを張った小売事業が出てくることを強く望んでいるというところでございます。

次に、供給計画にかかわるところについてお話をさせていただきます。14ページでございますけれども、ここのあたり、私は十分理解が及んでいないところかもしれませんが、仮に私が非常に利に聡い人間だと仮定すると、この新たな制度下で何をするかということ、供給計画については過大に申告し、販売計画は過少に申告しようかなというふうに思うんじゃないかと思えます。それ自体というのは、最終的に短期的な確保のところ、だんだん、取れんしていくので短期的には問題ないとも言えるのかもしれませんが、ただ、長期的な断面で供給力の確保のプランニングをする際に、そうした申告があった場合、これをどう判断するのかというのが、実は小売事業がだんだん拡大していくと、極めて難しい問題になってくるのかなと。

公募のお話、あるいは容量メカニズムのお話というのがありますけれども、そもそも、どれだけの量を確保するのかというのを押さえておかないと、そういうした10年先といった長期のことというのは判断できないわけなんですけれども、10年先の予測というものをいかに精度を保って判断するのかということをごとこでこの中で担保できるのかなということも思っています。現状どういふふう供給計画が精査されているのか、よくわからないんですけれども、そういうことというのは参考になり得るのか、なり得ないのか、それとの違いというのはどういふふうな感じなのか

というところを教えていただけると、参考になるかなというふうに思います。

供給力に関してなんですけれども、16ページ目に再生可能エネルギーを参考事例として入れていただいている、これというのは見方によっては前進というか、いいことだと思うんですけども、ぜひ、これに合わせてデマンドレスポンスというの、入れていただけることが可能かどうかというふうなことも、あわせてご検討いただけないかということでもあります。本来、そもそも、この電力改革の背景には、電力需要に対する施策というのもの、一つ考え方として非常に重要な論点だったんじゃないかと思っていて、そういうふうな需要サイドのものをどう供給メカニズムに組み込んでいくのかというのは、一つ、論点になり得ないかということのご提案でございます。

最後なんです、自己託送というのがあったんですけども、資料3-4なんですかね、実はこの制度化というのは恐らくはいいことだと思うんですけども、若干、これを議論するそもそも背景として、まず、自己託送の現状はどうなっているのかということが、実はよくわからないなというふうに思っています。一体、どういうふうな契約内容で、どういった事例が何件あるのかということがよくわからない。そういうふうな現状の理解というものがあって、今回の制度化というものは規制の強化なのか、規制の緩和なのかということというのがよくわからない。そこというのは私なんかの人間からすると、制度化の方向性を判断する上で、現状の把握というのは重要なんじゃないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうかということでもあります。

以上、長々になりましたが、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

2点ほどご質問をいただいたので、ここでお答えいただいて、また、次の議論の参考にしていただければと思いますが、一つ目は供給計画を過大申告、販売計画を過少申告する場合、誤差が出てくるんじゃないかということで、長期のプランニングはどこで担保するのかという、担保できるのかということと、それから、DRを供給力に入れることを考えているのかという話、2点についてお願いいたします。

○安永調整官

需要なり、供給を過小、過大に申告するところを完全に防ぐというのは、現行制度でも全くそうっていないものですから、どの程度、精度を高められるかということだと思いますけれども、先ほど圓尾委員からも今の仕組みより、もっと需要想定精度を高めなければならないという話がありましたけれども、基本的にはネットワーク部門は、大体、実際の需要がどれぐらいかというのわかります。

小売事業者とか発電事業者が計画を勝手に高くしたり、低くしたりすることは可能ですけれど

も、そんなに工場がどんどんふえているのかとか、ネットワーク部門は、したがって小売事業者の場合には計画上、倍増させますとか、勝手に出せますけれども、本当に新規着工で送電線へのアクセスの申し込みが倍増しているのかとかいうのは、ネットワークはわかりますので、今の一般電気事業者が中心になって需要想定している場合には、経済指標からの想定とか、いろんなことを当然加味するわけですが、何か、勝手に足したり、引いたりしているかというのは実際の経済の動きとか、電気の需要家が実際、どんどん、倒産して、みんな、海外に移転しているのかとか、こういう断面でもわかりますので、そういったことと合わせわざで見ていく。

ただ、ご指摘のとおり、自由化でいろんな人が入ってきて、いろんなことを考えますので、不確実性は高まると思いますので、逆に言うと、予測制度を上げていくというのはご指摘のとおり、課題だろうというふうに思っています。ただ、繰り返しになりますけれども、適当にいろいろ出してきたものが全く捕捉できなくなるということは、ないんだろうなというふうに思っています。

それから、供給力にデマンドレスポンスをどう加えるかですけれども、そういう私どもの運用をいつから始めるかという、私どもは電気料金の査定の中でも少し、そういう考え方を入れたり、需給の検証の中でもそういう考え方を入れたりというのは、少しずつやっておりますけれども、少なくとも新しい制度にいったときに、今までのように需要があったら、それに応じて発電所をつくるんだという仕組みから、ネガワットとか、デマンドレスポンスとかというのも、当然、加味した世界に移っていくんだということが大前提でございますので、そういう意味では、今後、新たに広域機関が需給を把握しますというときには、当然、デマンドレスポンスとかネガワットというものも加味をする、それは発電所をつくるのがいいのか、需要を落とすのがいいのか、できるのかとかいうことも、当然、判断していくというは大前提だというふうに思っております。

それから、最後の自己託送の現状でございますけれども、今、規制が基本的にない状態になっておりますので、一般電気事業者のほうで個別の企業さんと交渉して、成立した契約に基づいて行われていると。料金ルールがございませんので、過去、大昔の電気事業法に基づいて認可したようなものもあれば、そういうことがないものもありますし、それから、そもそも、電力会社が受ける義務もないものですから、わかりませんけれども、やってほしいといって成立しなかったものも多分あると。それを今回、制度化するに至ったきっかけは、なかなか、お願いしても結構、受けてもらえないんですよという話もあったのでということなので、という千差万別でありますということは申し上げられるんですけども、それ以上になってくると個別の需要家さんの話になってきますので、少なくともオープンな場ではちょっと扱えないなというふうにとりあえず考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、稲垣委員からお願いいたします。

○稲垣委員

ありがとうございます。三つ、お願いしたいと思うんですけども、一つは資料3-1の24ページ目の規制の外し方に関する、どういうタイミングで外していくのかということと指標の問題があるんですけども、それとの関係、それからあと、全体の制度設計に際しての重複コストを削減してほしいという願いがあるのと、それからあと、自由化の促進のために参入障壁を早期に具体的に把握した上で、克服の対策を考えながら進めていただきたいというのが三つ目のお願いです。

一つ目の規制を外すタイミングの話なんですけれども、最終需要家が支払うコスト、これを重要な指標と考えてもらいたいというふうな願いがあります。いわゆる個人のタックが3分の1ぐらい、それから、大規模、それから、超大規模と、大体、3分の1ぐらいというふうに通っているんですけども、いろんな需要家がいるわけですが、今回の自由化はミッションがあると思うんですね。それは多様なサービスを需要家が受けられる、それによって需要家も豊かになり、電気をつくり、送る側も売る側も豊かになり、国全体が強くなると、こういうことだと思うんですね。

そのときにお話を伺っていて、非常に力が注がれているところと弱いところがあるというふうに感じたんですね。力が注がれているのは、電気を安定して高品位の電気を供給するという、そこについては非常に精緻な取り組みと規制、それから、仕組みが考えられているというふうに感じましたし、頑張ってもらいたいと思います。ただし、よくあるわけですけども、物事を制度設計するとき、こうやればいいよということはあるんですけども、実際にやるのは現場なんですよ、各事業者であり、電気を買うのは需要家なんですよ。そうすると何が起こるかという、必ず契約で結ばれていますから対価を支払います。

そうしたときに今回の自由化のミッションで、みんな、豊かになるというけれども、例えば通信の領域とはちょっと違う面があって、電気の場合は基本的なインフラで、物事を動かす一番ベースになるエネルギーを供給するということですよ。その上に例えば通信とか、コンテンツとか、いろんなものが花開いていくというわけだけれども、エネルギーを供給するわけで、それには結局、送電のところを通しちゃうと色がつかないと、誰のものか、わからない。銀行に現金を入れて、それで、預金で引き出すけれども、私が預けたお金が返ってくるわけじゃないじゃないですか。あれと同じことなわけですね。プールにぶっ込んで、そのプールから出すと、こういうことなので、そうすると、自由化のミッションというのが重要なのは、安定供給が全部確保され

るのであれば価格だと思うんですね。

それに、さらにいろんなサービスが付加されるということはあろうかと思うんですが、それは本質的なものとはまた別のところの、これも本質的かもしれないけれども、エネルギーの供給とコストということから考えると、コストの面が忘れられては困る。そういう意味では、先ほど大橋先生が競争の指標なり、競争関係の指標をきちっと決めろというふうにおっしゃいましたけれども、弁護士というか、私のような立場の人間からすると同じことを考えていても、例えば捉まえるエレメントが違う。価格が、規制価格よりも自由価格のほうが安くなるかどうかというのは大事な話だと思うので、そこはきちっと見てもらいたいというふうに思うんですね。それが1点です。

それから、もう一つはこれもミッションと関係あるんですけども、自由化をして、そして、発電、送電、それから、小売の三つで横串を刺して分けると、こういうことですけども、それぞれの主体、発電側と小売側で多様な主体が入ってくる、そして、今度は3層に分ける。これだけ考えても例えば情報の流通とか、それから、計画、それから、そこで先ほどから議論されている計画のために必要な情報の吸い上げ、それから、情報の精度、正しさ、こういうものをはかる指標あるいは仕組み、こういうものが重複して、縦と横で全部必要になってくるわけですね。今までは一つの会社が要するに全部、上から下までピラミッド型に統制していたわけで、そこでは全体最適が図られるというのが一つあったわけだけけれども、今後は主体が多様、それから、階層が三つと、こういうことなので、そこで考えるだけでもコストがかかりそうだなという気がする。

話を聞いていると、そのコストを吸収するというか、あるいはどうやったらコストがかからないような仕組みをつくれるのか、つまり、自由化し、かつ、3層に分けた場合にコストがかからないということがはっきりしていればいいわけで、余計な重複コストがかからないならいいけれども、必ずかかるわけで、それを克服するためには、あるいはこういう課題が出てくるということ把握しながら作業を進めてもらいたい。報告の中に仕組みを運用する段階でのコストの発生原因とか、それから、克服の仕組みについての話がないので、こうやれば電気はちゃんと届く、安定しているという話はあるんだけど、その対価は要するに需要家が負担し、下から上へ上がっていくわけで、それがふえたのでは意味がないというふうに思うんですね。ということで、全体の重複コストの把握と、それから、その低減化への仕組みづくりもきちっと頭に入れて進めてもらいたいということがあります。

それから、次に自由化の促進の話なんですけれども、一部、自由化されているけれども、完全に何か自由に動いていない。ここだけでも参入障壁の課題というのは多分、把握されているんだと思うんですけども、今後、例えば発電、それから、特に小売のところでは参入障壁として具体

的にどういうものがあるのかということ把握する作業というのがあって、それについてもここで議論して、参入障壁をなくす仕組みづくりとか、そういうものは必要だと思うんですね。

まだ、現実にはないので現実的な検証はできないかもしれませんが、例えば今あるさまざまな市場というものをどういうふうにも多数の人がかかわれるようにしていくのか、多数の業者がかかわれるようにしていくのか、今はある会社だけが参入していますけれども、そこに参入するにはどういう条件が必要か、そういうことを具体的に把握して、参入障壁を崩していくための取り組みがなされて、報告されるようにお願いしたいと思うんです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、寺島委員からお願いいたします。

○寺島委員

座長、ありがとうございます。電源開発の寺島でございます。

本日の議題が多岐にわたる中で特に事業類型の件では、先ほど一般電気事業者さんのお立場として、瀧本委員からもお話がありましたが、当社も卸電気事業者という立場で、今回の「ライセンスのイメージ」としては、いわゆる「発電事業者」と「第2種送配電事業者」というところになるわけです。その類型については、今の私どもの事業に合致したものと思っておるところでございます。ただ、「変わる」ということに対してはいろいろな思いがめぐるわけですが、しかし、事業類型が変わるとしても、これまで電力の安定供給に貢献してきた、これら私どもの機能の重要性、それが変わるものではないだろうと考えておまして、新しい事業体系のもとでもその役割をしっかりと発揮していきたいと考えてございます。

その意味で、本日の幾つかの議題に上がっているものについて、2点ばかり私のほうから申し上げさせていただければと思います。

1点目は供給力確保の件でございます。小売事業者の供給力確保の義務については、資料3-2のところに書いてありますが、私の受けとめ方としましては、15ページの「供給力確保のイメージ」の図が非常によく実態をあらわしていると思います。すなわちここでは、小売事業者は、みずからの需要の上振れも含めて、「年間、月間、時間前」と続くいわゆる時間前市場までについては、相互に余力を融通し合って最適なところを選びつつ、さらには経済行為に委ねられない時間を1時間前と設定し、それ以降については系統運用者のコントロールのもとで、しっかりしたマッチングを図ろうというように見ておるところでございます。

その仕組みがうまく機能する、即ち、15ページの機能がうまく機能するには、時間前市場に至

るまでの市場設計やリアルタイム市場へのデザインであり、この意味では先ほど山口委員からもお話のありました「市場のデザインが非常に重要」になるのだらうと思うのですけれども、それと同時に、松村委員からもお話がありましたように、「系統運用者が中長期的に確保していく供給力」、即ち、15ページの図でいきますと薄緑のやつが一番上にずっと伸びている部分、ここをしっかりと確保していくということが重要になると思ひまして、その意味からも、系統運用者の供給力確保の責任も、非常に重いものではないかと思ひています。

加えて、再生可能エネルギーの導入が今後も見込まれることも考えれば、系統運用者にとっては短期的に供給力をうまく調達するというよりも、中長期的な視点でしっかりと十分な「質と量」を確保できるような、そういう形が重要になってくるのだと思ひます。

あわせて、ここで重要になるかと思ひますのは、この調整力についてはエリアごとに運用される、ないしは確保されるということではなくて、前回のワーキンググループでもお話にありましたとおり、広域系統運用機関が担う「広域的な周波数を調整する仕組み」、その中にしっかりと組み込まれていかなければいけないということ、その点も忘れてはいけないのではないかなと思ひているところです。

その趣旨からは、今般のライセンス上で発電事業者にカテゴライズされる場所の「維持、運営する多種多様な特性を有する電源」を、系統運用者が調整力として適正に利用できるような仕組み、これをいかに作り上げるかというのが、これからの具体的な課題になるのではなからうかと感じております。

その意味では、資料3-3で用意されています、いわゆる「小売自由化に伴う必要なルール整備」で記載いただいている中の「系統運用者の調整力確保ルール」というのが、4ページ目、5ページ目あたりに書いてありますが、ここいらあたりが非常に重要なポイントになるのではなからうかなと思ひております。例えばそれは、揚水発電などの各種電源の機能、役割の特徴を踏まえた調整力確保の仕組み、そして、公平・透明な調達ルールの検討というのが重要なことになるのではなからうかと思ひます。

先ほど事務局の安永調整官よりお話がありました、「このルールの中で何を急げばいいか」という中で、第三段階の法的分離を踏まえたときのシステムとして「急がなければいけないもの」というお話もありましたけれども、第二段階での小売事業者への供給確保義務と同時に、「系統運用者が確保すべき調整力」というルールも、第二段階に向けても、ルールをしっかりとやっつけていかないといけないのではないかと感じたところです。

2点目でございますが、ライセンス制に伴う事業類型の件に関して、ひとつ想うところをお話しさせていただきますと思ひます。

今回のライセンス制での事業類型が資料でご紹介されましたが、その事業者間の関係を明確にしてつなぎ合わせていくのは、ネットワークの利用制度ではないかと考えております。今回の電気事業法の改正が小売の全面自由化、さらには将来の法的分離での事業展開を念頭に入れたものであるのであれば、いわゆるネットワーク利用制度、託送制度についても、新しい考え方があるのではないかと思います。

本日は、事業類型の話で、ネットワーク制度の議題ではないとは思いますが、そういう意味からも、資料では3-1には、現行電気事業法による「接続供給」、「振替供給」の漫画図が紹介されていますが、これは、「一般電気事業者が他の電気を預かって送る」という形態のものでして、今般、新しい事業形態を考えている中では、やはり、「一般電気事業者の発電、小売部門と、それ以外の事業者とのイコールフットイング」ということであり、同時に「発電、送配電、小売の事業者がそれぞれの安定供給を担うスキーム」が出ていかなければいけないと考えております。

また、「電気の財の特性」というところでは、私の記憶なのですが、平成14年当時の電気事業部会の席で系統工学の関根先生からご紹介のあったと思いますが、「電気の財の特徴として、手紙や荷物のようにアイデンティティがあるわけではない」というお話がありました。正に、そういう特徴があったからこそ、欧米でも電力市場がそれなりに盛んになったこともあり、また、今回のシステム改革の中でも計画値同時同量制度など、市場の活性化がうたわれていることも認識しております。

このあたりの形態が上手く導入されていくことが卸市場から小売市場の活性化につながり、ひいては圓尾委員の話にありました顧客の満足度、いわゆる「小売の市場の設計の中で需要家の選択枝の自由がふえていく」ための一つの契機にもなりますし、また、稲垣委員のお話にあった重複コストというものを、補って、余るほどのメリットを出していくことであり、そうでなければ、本会の意味はないのかと思っております。そういう意味でも、ネットワーク利用制度というものについて、またの機会で、ご審議いただける、とのことであれば、宜しくご検討いただければと考えております。

冒頭に戻りますけれども、いずれにしても、当社としましても新しい制度の中で、これまで以上にしっかり電気事業の中で貢献していきたいと思っておりますので、今後もひとつよろしくお願いたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員からお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まず、私が小売の自由化というお話を聞いた折に、自分で考える範囲だと、今、私は神奈川県に住んでいる、それで、私が、自由化になって、どういう電気をどういうふうにするのかなというふうに考えたときに、非常にお粗末で、都会にいるからきっと多くの発電事業者の方や小売事業者の方がいて、いろんなところから選択できるかなというふうに予測していたんですけども、だから、私も、きょう、一番最初に松村先生がおっしゃった地域というのが非常に頭の中に固定的にあったもので、そういうふうなことを考えていたんですけども、送配電網が全国につながっている、少し不自由があったとしても、一応、つながっているわけだから、例えば私は関東にいて九州電力さんの電力を買うことだってできるという状況があり得るならば、エリアという考え方は必要ないんじゃないかなというふうに思えてきたんですね。

それで、当初はだから先ほど申し上げたように、都会に住んでいる人は自由にいろんなところから選択できるけれども、少し不自由なところにいらした人は、選択できないのかなというふうになっちゃうかと思ったりしていたんですね。だからこそ、最終サービスとか、いろいろ、必要になってくるかなというふうな話もあったんですけども、それではないなと今は思っておりまして、それで、すみません、具体的には15ページにいろいろ保護するという観点からということで、書かれている単語はエリア内の、エリア内のという単語がたくさん出てくるんですね、文章の中に。

このエリア内といったときのイメージはどういうものなのかなと、要するに日本全国共通で小売の方の電気を選ぶことができるんじゃないかなと、今や、通信も発達しているもので、全国民に同じような選択のチャンスがないといけないなと、要するにそういうふうに、とにかく、きょう、思ったんですね。だから、地域内でやるんだというふうに何となく勝手に思い込んでいたので、そうじゃないようにできるといいなというふうに思ったのが1点です。

それからあと、20ページのところのお話なんですけれども、ここに需要家保護の観点からということでいろいろと書いてくださっていて、とりあえず、3年間ぐらいのうちに小売が全部自由化されるというふうになったときに、小口電力が全面自由化されるというふうになったときに、いろんな問題が起こってくるというふうに思いますので、こういうことは非常に重要なんですけども、これとともに私がこんなことを言うのは変なんですけれども、需要家の側も行うべきことというのが必ずあると思うんです。

この20ページの一番上の段に、みずからの責任で選択することが必要と書いてあるんですけども、これは小売事業者の話じゃなくて需要家の側の話なので、だから、もう少し需要家の側もこういうふうに制度が大きく変わるときにやるべきこと、気をつけるべきこととかというふうな

のが、今、すぐ出せと言われたら困るんですけども、あつて、こういうところに小売事業者もやるべきだけれども、需要家の側もこんなことに気をつけましょうとか、こういうふうに出されている情報はできるだけ読んでみましょうとか、わからなかったら相談してみましょうとか、何か、やるべき内容というようなものも、もうちょっと、こういうどこかの位置に位置づけしていただけるといいかなというふうに思っております。

なるべく、だから、消費者庁さんもきょうもお見えになってはいますが、お世話にならないで解決できるような形というのが絶対に必要かなというふうに思っておりますもので、そういう点では、消費者庁さんのご意見なんかも伺いながら、どんなことがあり得るかというふうなことも考えて、やっていくべきかなというふうに思いました。

それからあと、25ページの、そうはいつても、なかなか、競争環境が整わないというのは当然だというふうに思いますもので、経過措置の解除というのは非常に重要だと思います。これに関しては、とりあえず、ここで例えばということで挙げてくださっているのも、まだ、これから議論していつて、また、もしかしたら追加されるというふうなこともあり得るんだというふうに私は考えていたんですけども、それはそれで、いろいろ検討するべきポイントというのがあるかというふうに思うんですけども、一番気になるのは誰が判断するのかなということなんです。

例えば毎年毎年、どこかでいろんな情報を出してもらって、それを見て判断するのか、それはわからないんですけども、そういうのもだからルールになるのかもしれないけれども、そういうのももう少し、書いてある内容はいずれも判断するとか、評価するとかみたいなきなもので、どこで誰が行うのかというのが、どの時点で誰が行うのかというのがよくわからないなというふうに思ったもので、もし、ご検討されているのであれば教えていただきたいということで。

以上です、すみません。

○横山座長

ありがとうございました。

2点ほどご質問があったと思います。エリア内という言葉が15ページ、3-1の資料で出てきてはいますが、それについて何かというご質問と、それから、先ほどの経過措置の解除について誰が判断するのか。これは大橋先生からも、誰が判断するのか、また、判断が非常に難しいんじゃないかという話がありました。その辺、それでは、事務局からお願いします。

○安永調整官

まず、エリアの話ですけども、辰巳委員にご指摘いただきましたように、北海道の人が九州から買うとかいうことは、制度としては今でも大口部門ではできますし、全面自由化をすればご家庭の部門でもできるようになるということが前提でありまして、その意味でエリアの概念はな

くなると、小売の部門については、ということでございますけれども、ただ、例外としては離島とか、つながっていないところというのがございますけれども、その上で、ここに書いておりますのはネットワーク事業者、これは引き続き例えば関東であれば東京電力の送配電部門は、この管轄区域内では頼まれたそれから確実に送電線を引いてくださいとか、こういうことが発生します。

第1種送配電事業については何らかのエリア概念というか、今の供給区域とおおむね同じだと思えますけれども、何らかのエリア概念が残り、例えば最終保障サービスも誰がやるのかというのがはっきりしなければならないので、例えば東京の送配電事業者は東京の需要家さんの最終保障を担うとか決めなければ、そういう意味でのエリアでございますので、通常、自由に選べますというときにはエリア概念はないというのはご指摘とおりで、もちろん、東京の需要家さんが全員、九州から買いたいと言ったら、送電線は通らないんですけれども、そういった場合を除けば基本的にどこからも選べるということでございます。

それから、経過措置の解除を誰が判断をするのかですけれども、実態としていろんな判断があると思えますけれども、ここでは電気事業法に基づく電気事業制度として経過措置を残して、これをいつやめるかという時期の判断になりますので、今の制度であれば経済産業大臣といえますか、資源エネルギー庁であるということになります。ただし、今後、2年後を目途に新規制組織を考えましょうというお話がございますので、その際にどっちなのかというのはあると思えます。規制組織の件はまた、それはそれで、設計のまた大事なパーツになってきますので、また、どこかでご議論いただくということになると思えますけれども、いずれにしても、今の仕組みであれば経済産業省が判断するという前提でここでは書いております。

○横山座長

ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、遠藤委員、松村委員というふうにいきたいと思えますので、遠藤委員のほうからお願いします。

○遠藤委員

ありがとうございます。何点か、意見を述べます。

まず、供給力の確保義務の観点ですが、前回も言いましたが、新電力では取引所経由や電源入札による調達が多く、このような事業実態を踏まえると、今回、事務局に3-2の資料でまとめていただいた案の考え方については基本的に賛成いたします。すなわち、12ページの上段に書いてありますが、「小売事業者に、需要の上振れ等に備えて任意に保持する予備力以外に、実需給段階での顧客需要以上の供給力の保持の義務づけは行わない。」ということについて、妥当な考え方だと考えています。

先ほどから話題になっています小売事業者が予備力を持つかということについてですが、先ほど事務局事務局からもご説明がありましたが、普通はインバランスリスクを抑えるために、予備力を持つという考え方が出てくるものと思います。そういうことが他社に比べて競争力になったり、企業価値を高めたりするということであれば、それをいかに安価に持つかという発想も当然出てくると思っています。それから、私どもも実際に、調整用電源を持って事業を行っております。これは恐らくインバランス制度、インバランス料金がどうなるのかということとも関係すると思いますが、資料の15ページにあるようなイメージになるのではないかと考えています。

次に供給計画についてですが、小売事業者からの提出先は広域機関に一元化して頂き、エリアの送配電事業者に対しては、広域機関から情報提供するようにしていただくのが良いと考えています。こういうことができればデータ管理の効率化も図れますし、小売事業者から広域機関とエリアの送配電事業者の両方に情報を提出する場合に比べて、いろいろな手続上のミスを防止することにもつながると考えております。

それから、長期的供給力確保に向けた容量市場の件ですが、海外では実際に導入しているところがあるものの、必ずしも電源の新設のインセンティブになっていない事例もあると聞いています。結果として老朽電源の費用補填に回っているような形になってしまっているという課題があるとも聞いています。そういう意味で、容量市場の設計においては、こういった課題を参考として、できるだけ新設電源への投資が促進されるような制度設計にしていきたいと思っています。

それから、広域機関による電源の公募入札制度の件ですが、資料にも書いてありますが、公益的な性格となるため、電源の売り先を取引所とする、あるいはオープンな入札を行う等の要件を設定して、小売事業者が広く活用できるようにしていきたいと思っています。

それから、料金規制の経過措置についてですが、その解除に当たっては報告書にも書かれていますが、送配電部門のさらなる中立化策等の各種制度が整備され、卸市場の活性化等の競争環境が整うことが重要だと理解しております。メルクマールといたしまして25ページにあるような五つのポイント、これを慎重に見きわめて総合的な判断を行っていただきたいと思っています。

それから、最後に、資料3-3の中立化に向けた必要なルール整備についてですが、新電力とのイコルフットィングという観点で、一般電気事業者の営業と配電の分離も大きな課題であると認識しています。早い段階で、今、実態がどうなっているかということも含めて、明らかにしていきたいと思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

まず、エリアの話が何度も何度も繰り返し出てきている。私が余計なことを言ったのが悪かったのかもしれませんが。私が混乱しているのは、全国連系線でつながっているからという議論をするのですが、ということは、そういうことを言っている方々は、沖縄電力は全く念頭に入っていないということですね。したがって、ここの議論は、当然の前提として沖縄電力には全く適用されない、9電力のルールを議論していたということですね。私はそう思っていなかった。もちろん、沖縄電力はかなり特殊な状況にあるので、一般ルールを無前提に全部適用するのではなく、様々な配慮をしなければいけないということは当然の前提としても、私は適用されるものを議論していた、適用がデフォルトで、例外的に適用しないものを後ほど考えると思っていたのですが、どうも僕一人の誤解だったみたいです。これからは基本的に9電力に適用されるルールだと認識して議論します。

それから、仮に9電力に絞ったとしても、例えば北海道電力と本州の間にはわずか60万の連系線でつながっているだけ。しかも補強投資がされたとはいえ、北本連系線は比較的良好とまる、という寺島委員に怒られるかもしれませんが、割と頻繁にとまる線です。そうすると、つながっているから、全国当然に同じ競争状態だと考えるのは問題です。もちろん、北本の連系線でも双方向に流れて、競争環境という観点からは結果的に60万が全然制約にならないという理想的な状況になって欲しいとは思っていますが、それを当然の前提とするわけにはいかない。FCや開門の容量も含めて考えれば、全国市場になるのが理想であるとしても、必ず全国市場になると考えるのは楽観的すぎるのではないか。

これは、稲垣委員がご指摘になった消費者の利益という点です。私も非常に重要だと思います。先ほどの規制料金の議論と密接に関連していると思います。規制料金を残すのかという議論に関しては、本来の理想的な姿は、規制料金は残っているけれども、ほとんど使われない、あってもなくても大差ない状況、規制料金が無用の長物になる。そういう状況になるのが理想の姿だと思っています。まず、一般電気事業者は仮に規制料金があったとしても、それ以外の料金体系を出す自由が与えられる。論点にはなっていますが、それは皆支持すると思います。

その結果として、消費者は規制料金を選択しようと思えば選択できるけれども、多くの人が選ばないという状況、自由料金の方が有利であれば、当然、規制料金選ばないわけで、料金水準自体が低ければ言うに及ばず、仮に規制料金よりも高くなっていたとしても付加価値が高いだとか、あるいはピーク時は高いかもしれないけれども、オフピークに安いから、そちらの自由料金が選好されるという形で、消費者はみんな、そちらを選ぶ。これが理想的な姿だと思います。

そうすると、消費者は規制料金を選ぼうと思えば選べたのにもかかわらず、実際には他の料金を選んでいるということだとすれば、それは消費者が利益を得ていることの証拠だと思います。競争によって料金が下がる、消費者が利益を受けるというのは、まさにそういうことだと思うのですけれども、自由料金が規制料金よりも結果的に低くなり、みんながそちらに移行するという状況が本来の理想的な姿で、ここにある規制料金が、ほぼ無意味になる状況を私たちは目指していると思います。

この理解が必ずしも共有されていなかったのではないかと考えたのは大橋委員の発言です。大橋委員の発言は間違っているとは思いませんが、とても問題だと私は思っています。問題だというのは、一時的な規制というのが未来永劫続くことは確かにある。それは事実なわけです。そういう発言を聞くとみんな、いろんな規制を思い浮かべるでしょう。有害な規制は確かにあるでしょう。

しかし、ここの規制というのが未来永劫、続いたとしても、本来の理想的な姿になれば、あってもなくてもよいようなものになる。そこを目指して改革しているわけで、あってもなくてもいいような状況になる、それぐらい競争がちゃんと機能することの見通しがついて廃止するという、そういう発想なのです。もしずっと機能し続けるとすれば、それはその理想的な状態に達していない、規制料金が消費者を独占から保護していることになるわけです。この規制が、総合的な判断と言っていつまでも続き、機能しない規制が続くと社会的に大きな損失が発生する類の規制でしょうか。一般論として抽象的に一時的な規制に関して言っていることは正しいと思うのですが、廃止されないと経済厚生を損ね続ける類の典型的な規制と混同して、少しでも早く廃止することが自由化の効果を高めるという誤認を生んでいるのではないかと思います。この規制の意味を、もう一度確認する必要があると思います。規制なき独占を望む者の利益、値上げする自由だけを得たい者の利益を代弁していると誤認されないよう、もう一度本当にこの文脈で正しいか考えていただきたい。

それから、大橋委員のご提案で大変意味があったと思うのは、競争度を具体的な指標ではかるのは極めて難しい、ノイズがいっぱい入った情報にならざるを得ない、したがって、競争を制度的にきちんと担保して、競争が十分に起こる制度をつくった上で規制料金を廃止するとおっしゃった点です。それは確かに筋というか、全うな議論だと思います。ぜひ、次回に具体的にどう制度的措置を講じればいいのか示唆していただきたい。

抽象的にそういうことを言うのは勝手ですが、私たちは元の委員会で一生懸命、知恵を絞って、こういう形で競争を促進できるのではないかと、こういう形で参入障壁を除けるのではないかとというアイデアを出し、具体策として織り込まれていると思います。それでもなお不安、競争が起こ

とは思っているけれど、規制なき独占に絶対ならないとは言えず、消費者に実質的な自由な選択肢が与えられず、事業者に値上げの自由だけを与える結果にならないようにということになっているわけです。抽象的にそう言われても、事務局も対応が非常に難しいと思います。

具体的に更に競争を促進する、それを制度的に担保するアイデアがないわけではない。今の電力事業者の自主的な対応を強力な規制に置きかえれば、強力な競争促進策になると思います。しかし大橋委員の先程の発言から推測するに、一般電気事業者に不利になる可能性のある規制の弊害を強調されたわけで、そういう規制強化を念頭に置いた発言ではなかったと思います。抽象的にではなく、次回あるいはそれ以降に、具体的にこういう制度を整備し、その結果として、これがちゃんと整備された後であれば規制を廃止できる、そういうふうに変えたらいいという具体的な提案をお待ちしております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

1点、ご質問があったと思うんですが、沖縄電力に適用されるのかどうかというのがありました。そこだけ。

○安永調整官

沖縄電力でございますけれども、専門委員会の議論、報告書、それから、政府の閣議決定におきまして、沖縄についてはその事情を踏まえた制度にするということになっております。ただ、専門委員会の報告書でも、例えば需要家の選択肢というのは非常に大事であるので、沖縄においても全面自由化もするでありますとか、適用できるものは基本的に適用していくと。ただ、例えば広域連携を前提にしたような話はそもそも難しいとか、1時間前市場とかいっても届かないとか、そういった点は考慮する必要がありますので、例えば供給予備力なんかは沖縄は恐らく全然違う数字になるとか、そういった特性を踏まえてということになりますので、結論としては、ここでご議論いただいて設計をしていく中で、後でどこかの段階で沖縄にはどれを適用しましょうかと、少し整理をする必要があるというふうに考えております。

○横山座長

稲垣委員、よろしいですか。どうぞ。

○稲垣委員

大橋先生にご指摘いただいてありがとうございました。私が規制価格と自由価格の比較をして、価格に重要度があるというふうに申しあげた趣旨は、先生のおっしゃっている趣旨と全く同じなんですけれども、資料の書きぶりは要するに選択した人というか、その主体の数ということで取

り上げられていて、それはとりもなおさず、有利さとか豊かさというのが代金、つまり、何々円という数字だけでは把握できないということの意味だと思うんですね。

そこからきているとは思いますが、よくよく絞って考えていってみると、ここで議論しているのは電力の自由化に伴う消費者のメリットであって、電力以外のものについてはほかの価値がついてくるわけだから、それ以外についてはコストを払うのは当たり前なんですね。そういう意味で、絞っていくと電力そのものの代金について規制価格と自由価格の比較がきちっとすべき、これは絶対に忘れないでほしいということなんです。

通信のほうでも自由化がされました。そして、コンテンツも豊かになり、サービスも豊富になりました。しかし、私の財布はしぼんできています。でも、私は豊かな気持ちになっていますということで、比較については先生のご趣旨と全く同じでございますけれども、そういう環境のもとで測定をしてほしいということでございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、大橋委員、お願いします。

○大橋委員

最初に発言するときにコメントだと言ったのですけれども、無責任なコメントと言われるかもしれませんが、かなり難しい問題だと思います。ただ、「総合的に」、「慎重に」という言葉が気になっているんです。このあたりは、読み手によっていろんな感じ方があるんだと思いますけれども、私は先ほどコメントとして申し上げたように経過措置を恒久化するような方向に感じたというところです。今、稲垣委員がおっしゃったように、あるいは圓尾委員でしたか、もおっしゃった、結局、需要家利益というのをどう考えるかという問題だと思うんですけれども、このあたりの判断を定量化するというのは極めて難しい。案を次回以降に、とおっしゃっていただいていますけれども、私に押し付けられると次回に参加できなくなりますので、みんなで考えなければいけない問題じゃないかというふうにさせていただければありがたいんですけれども。失礼いたしました。

○横山座長

どうもありがとうございました。ぜひ、次回も来ていただきたいというふうに思います。

それでは、沖委員、その次が白木オブザーバーという順番でいきたいと思います。

○沖委員

すみません、F-Powerの沖です。

今回の3-3の資料なんですけれども、6ページに今後の検討というのがせっかくあるんですけれども、必要なルールは何かとか、現状はどんなルールがあるかというお話も出ておりますので、実は今、エネットさんもお話しされたんですけれども、今回の登録制を含めて送電部門の中立化というのはどうかというところのポイントなんですけれども、圧倒的な電源と需要を持っておられる一般電気事業者の方が、どういう形で需要と発電を切り離せるかといったところが一番大きなポイントだろうとは思いますが。

これをどう分業するかというところにかかっているということで、先ほど冒頭に瀧本委員からお話があったんですが、これから分離していくと例えば給電指令がどううまくいくかというお話が最初にあったと思うんですが、実は系統のももとの根幹にある給電指令ですけれども、これは向こうにおられる電力会社の方はもちろんご存じだと思うんですけれども、今、一つの一体の垂直統合になっているから、系統のための給電指令がうまくっているというお話のように聞こえるんですが、実は全く違って私見も含みますけれども、給電指令とか、そういうものは全て給電規程とか、それ以外にいろんな指針があって、その中できっちり決められた非常にハードな指揮命令系統になっているはずですので、そういう意味では、それらをうまく利用して、実際に分離しながら、それを適用していくというテクニカルな方法でやっていけるんじゃないかなというのが私の思いです。

ですから、機能といいますか、送電と発電を分離したことによって何か不具合が起きると、例えばですけれども、緊急時、需給が逼迫したときとか、電源が脱落したときに、今ですと完全に中央給電指令所のほうから緊急に電源を稼働させるとか、あるいはもっと極端な例として需給調整と言われる大口の需要家を切るとかいった、そういったシステムがありますね。そういったものを使って周波数の調整をされていると思うんですが、これも実は契約と実際に分業におけるルールをつくれれば、不安なくできるんじゃないかなということ、できれば電力会社さんの中でいろいろ工夫していただいて、実は逆に不安という言葉じゃなくて、できれば、こうすればできるのでないかと、現在のルールにはこんなのがあって、こうすれば分離しても大丈夫だといった提案を前向きな形で出していただくことがすごく我々としては期待したいと思っています。

それが実は我々PPSが実際にこういった計画、同時同量であり、そのうち、最終的にリアルタイム市場が出てくるといった激変の中で安心して我々の需給管理を任せられるというか、最終的なラストリゾートとして系統を任せられる、そういった機関をつくっていただきたいというのが我々の思いです。そういう意味では、ぜひ、今のルールを含めた、そういったものを我々に示していただいて、なお、いい方法を提示していただければ大変うれしいと思います。

それから、その中で1個ですが、供給計画の話が一つ出ているんですけれども、PPSは過大に電

源を出して小さな需要をつくる可能性はゼロではないんですが、そういう意味で考えてみましたところですけども、我々は今、実は現行の法律の中で供給計画らしきものをつくっています。電力需給計画報という法律（電気関係報告規則）に基づいて出しているものがあるんですが、これは供給計画とよく似て非なるものなんですが、事前に供給と需要の分を出して、1年間はきちんとしたものを出し、10年間はある程度、目安みたいなものを出しているという実績を我々は持っていますので、PPSそのものが今、こういった新しい制度の中でつくことは可能なんですが、唯一、いろんなPPSがたくさんおりますので、大きなPPSもあれば本当に小さいPPSもいるので、そういった意味では、供給計画の出し方、出す内容について負担にならないものも考えていただきたいというのが、中小の多くのPPSの意見だというふうに思っておりますので、そこはご検討いただきたいなと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、白木さんのほうからお願いいたします。

○白木オブザーバー

ありがとうございます。大口自家発電施設者懇話会でございます。発電事業者に自家発の一部が入ってくるというようなこともありますので、自家発の施設者として2点について述べさせていただきますというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、自家発の特性に関してでございます。自家発の設備が系統へ送電する場合でございますけれども、送電できる量としては、自家発の発電電力から工場操業に必要な分を差し引いたものということになります。発電電力自体、副生エネルギーを主な燃料とする自家発においては、発電電力自体が生産工程と密接にリンクしたものであるというふうになります。また、自家消費分である工場使用電力の振れにも影響を受けるということがございます。このように自家発、特に既設の自家発に関してでございますけれども、残念ながら、その他の火力発電に比べると一般的には送電の調整能力がやや弱いというような特性がございます。今後、発電事業者に課せられる議論というのは、自家発に関してもいろいろされていくというふうに認識はしてございますけれども、発電事業者としての扱い、それから、計画の提示、それから、供給の勧告、命令、それから、自己託送等の設計に際しましては、この点についてご考慮いただければというふうに思っております。

それから、2点目、自己託送に関してでございます。自己託送につきましては、資料にも書かれておりますように、特定規模電気事業者に比べても規模は相当小さくなるものではないかとい

うふうに思っております。ご提示いただいた内容をベースに検討を進めていくということには、異論ということはないんですけれども、規模が小さいということもありますので、インバランスの負担に対する軽減の話であるとか、供給先として今度、高圧、低圧というふうなところまで広げていくというお話が出ておりますけれども、特定供給になぞらえて、高圧、低圧の設備供給というのはどういうものが該当してくるのか、イメージがなかなかつきにくいところがありますので、特に高圧、低圧で想定される設備の範囲、その明確化なり、拡大というところをご検討いただければというふうに思っております。限られた余剰電源を有効活用する一助となるというふうには思っておりますので、多くの導入がなされていく制度設計をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、前田委員のほうからお願いいたします。

○前田委員

ありがとうございます。2点、お話をさせていただきたいと思います。

1点目はこの場でたくさん、お話を頂戴もいたしました経過措置の解除要件についてでございます。お話を伺っていますと、大変、設定についても難しい問題がたくさんあるなという感想を持ちました。これは、これからの議論というようなお話もあったかと思えますし、また、私どもといたしましては、どちらかというチェックを受ける立場でございますので、その中身を私どもがどうこういう話ではないのかもしれませんが、お願いとしましては、資料にも掲げていただいておりますように、複数の物の見方でジャッジをしていただければなということと、それから、このあたりのところは非常に難しいというお話がございましたけれども、できるだけ、皆様方の納得感が得られるような形でのジャッジということを今後行っていただければというふうをお願いをしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては経過措置の間であっても自由料金という形がございますので、しっかりお客様のニーズを把握をした上で、選択肢がきちっと広がるような形の創意工夫というのが、そういった意味で与えられたというふうに感じておりますので、お客様に自由化がされたという実感ができるように、努力をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、2点目でございますが、自己託送の件、こちらのほうもお話をいただきました。いろいろ、今まで応じる、応じないというようなお話が少しございましたけれども、生い立ちでい

いますと、小売託送ができる以前にこういったものができたという経緯もありまして、例えば電圧の問題であるとか、エリア外の問題であるとか、こういう条件が小売託送と少し違うところがありましたので、こういったところにかかわったようなことかなというふうに思っております。私がそれを全て把握している立場でもございませんので、少なくとも協議に全く応じないとかいうような形でということではないんだろというふうに私は思っておりますが、そういった事情によりご利用いただけなかったことも実はあって、今回、しっかり制度化をするということで方向づけをされたというふうに理解をしております。そういった観点で、今回の報告書あるいはこのワーキングでの議論の方向性を踏まえて、先ほどスケジュールのご紹介もございましたが、しっかり間に合わせて制度化をしていくということで、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、野田委員からお願いいたします。

○野田委員

関西電力の野田です。ありがとうございます。

先ほど沖委員からありました我々の協力というようなことでありますけれども、我々が申し上げているのは、いろんな制度が変わる中でお客様にご迷惑をおかけすることのないように、ちゃんと仕組みを機能させていかないといけないというような点を申し上げているのでありまして、そのために必要な我々の持っている知見はもちろん出して、一緒に考えていきたいという趣旨でありますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

まだ、未発言の方がいらっしゃいますが、よろしいですか、片山さんは。

それでは、ほかに何かご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。きょうはそんなに延びずに、今、9時5分でございますけれども、まだまだ、時間はあるんですけども、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。きょうも活発にご議論いただきまして、いろいろご意見をいただきました、途中でいろいろ安永さんのほうからもお答えいただきましたが、総合的にも事務局から何かありますでしょうか。特にございませんか。

どうもありがとうございました。ということで、たくさん、ご意見をいただきましたので、これらのご意見を考慮しながら、検討いただきながら、事務局において今後の制度設計を引き続き進めていっていただきたいというふうに思います。そういうことで、次回、また、活発にご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、最後に安永さんより今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

○安永調整官

長時間、ありがとうございました。

次回以降も小売自由化もございますし、それ以外の点も含めまして、制度設計案について引き続きご議論いただければというふうに考えております。日程は改めてまた調整いたしましてご連絡をさせていただきますけれども、10月中下旬ごろを目安というふうに、開催できるように準備をさせていただきたいと考えております。

○横山座長

それでは、次回は10月中下旬ということでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これもちまして第2回の制度設計ワーキンググループを閉会したいと思います。

どうも活発なご議論をありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 政策課電力改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879